

第 3 編

風水害 応急対策計画

第3編 風水害応急対策計画もくじ

第1章 基本方針	1
第1款 応急対策計画の目標	
第2款 応急対策計画の構成	
第2章 組織と職員配備	3
第1節 組織の設置	3
第1款 防災体制の判断基準	
第2款 災害対策（警戒）本部の設置	
第3款 災害対策本部の組織と事務分掌	
第4款 災害対策本部の標識	
第2節 職員の配備	11
第1款 配備指令の伝達	
第2款 防災体制下の職員の行動	
第3節 職員の初動	12
第4節 市長権限の委譲	14
第5節 職員の健康管理	14
第3章 情報の収集と伝達	15
第1節 通信機器の確保	15
第2節 防災関係機関の伝達体制	16
第3節 気象予警報	17
第1款 気象予警報の発表基準	
第2款 気象予警報の伝達系統	
第3款 水害に関する情報	
第4款 水害に関する情報の伝達系統	
第5款 土砂災害に関する情報	
第4節 情報の収集	23
第1款 気象情報の収集手段	
第2款 被害情報の収集と通報の対応	
第3款 災害が発生するおそれのある異常現象発生時の通報	
第5節 情報の伝達	26
第1款 防災情報の伝達	
第2款 避難情報の発令	
第3款 警戒区域の設定	
第4款 報道機関への情報の発信	
第5款 県への報告	
第6款 庁内の情報共有	
第4章 住民と地域の行動	34
第1節 避難行動	34
第2節 自主防災組織の活動	35
第3節 消防団の活動	35
第5章 広域応援要請及び派遣	36
第1節 自衛隊の災害派遣要請	36
第2節 消防防災ヘリコプターの出動要請	38
第3節 緊急消防援助隊の要請	40
第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣	40

第1款	指定地方行政機関に対する応援要請	
第2款	国や県、市町村間の協定に基づく応援要請及び派遣	
第3款	民間事業者等との協定に基づく応援要請	
第5節	災害ボランティアの要請と受入れ	45
第6章	被災者の応急救助	47
第1節	災害救助法による救助	47
第2節	避難対策	49
第1款	避難と避難誘導	
第2款	避難所の開設と運営	
第3款	愛玩動物の対策	
第3節	要配慮者の支援	56
第4節	孤立集落対策	57
第5節	救助救急、医療対策	59
第1款	救出対策	
第2款	住民からの安否確認に対する回答	
第3款	医療、助産対策	
第4款	行方不明者の搜索	
第6節	旅行者への対策	62
第7節	物資（食料と生活必需品）の供給対策	62
第8節	給水対策	64
第9節	住宅対策	66
第1款	住宅対策の種類と優先順	
第2款	住宅の応急修理	
第3款	住居の障害物除去	
第4款	仮設住宅の建設	
第10節	感染症対策	67
第1款	浸水地域の消毒	
第2款	ねずみ、昆虫等の駆除	
第3款	生活用水の供給等	
第4款	報告	
第5款	災害時感染症対策完了後の措置	
第11節	健康対策	70
第12節	遺体の収容と火葬	71
第1款	行方不明者の搜索	
第2款	遺体の安置と引き渡し	
第3款	遺体の埋火葬	
第7章	廃棄物処理対策	74
第1款	班の編成	
第2款	処理の方法	
第3款	県等への応援要請	
第4款	建築物の解体撤去工事等に対する措置	
第8章	交通輸送対策	76
第1節	交通応急対策	76
第2節	緊急輸送対策	77
第1款	緊急輸送の対象	
第2款	道路の啓開	
第3款	車両の撤去	
第4款	車両の確保と緊急交通路の通行	

第9章	ライフライン対策	80
第1節	ライフライン事業者との連携	80
第2節	給水対策	81
第3節	水道対策	81
	第1款 災害発生直後の対応	
	第2款 復旧過程	
第4節	下水道対策	82
	第1款 災害発生直後の対応	
	第2款 復旧過程	
第10章	教育対策	84
第11章	農林業対策	86
	第1款 農作物応急対策	
	第2款 畜産応急対策	
	第3款 林産物災害応急対策	
	第4款 流通対策	
第12章	二次災害防止対策	88
第13章	生活支援対策	90
第1節	総合相談窓口の開設	90
第2節	罹災証明書の発行と被災者台帳の作成	90
第3節	被災者の支援制度	97
第4節	義援金の受入れと配分	101

第 1 章 基本方針

第 2 編の災害予防計画では「平常時の備え」を示したが、本編では風水害が発生しようとしている時点から復興に向かうまでに自助、共助、公助が実施すべき応急対策を示す。

第 1 款 応急対策計画の目標

本風水害応急対策計画は、住民や地域、職員の初動を明確化し、それぞれが迅速に減災活動と被災者の救済措置を実施できるようにするための計画である。

第 2 款 応急対策計画の構成

前 1 款に掲げた目標を達成するための本風水害応急対策計画の構成は、次のとおりである。

1 組織と職員配備・・・第 2 章

防災体制の判断基準や各対策部の事務分掌、職員の参集方法など、主に災害対策本部を設置するまでに必要となる事項を示す。

- (1) 組織の設置
- (2) 職員の配備
- (3) 職員の初動
- (4) 市長権限の委譲
- (5) 職員の健康管理

2 情報の収集と伝達・・・第 3 章

非常通信機器の活用方法のほか、防災関係機関との通信手段について示す。

- (1) 通信機器の確保
- (2) 防災関係機関の伝達体制
- (3) 気象予警報
- (4) 情報の収集
- (5) 情報の伝達

3 住民と地域の行動・・・第 4 章

住民と自主防災組織、消防団がとるべき行動を示す。

- (1) 避難行動
- (2) 自主防災組織の活動
- (3) 消防団の活動

4 広域応援要請及び派遣・・・第 5 章

法令等に基づく要請のほか、市が結ぶ協定に基づく要請を行う場合に必要な手続きなどを示す。

- (1) 自衛隊の災害派遣要請
- (2) 消防防災ヘリコプターの出動要請
- (3) 緊急消防援助隊の要請
- (4) 国や県、他市町への応援要請及び派遣
- (5) 災害ボランティアの要請と受入れ

5 被災者の応急救助・・・第 6 章

被災者を救援するために必要な法的手続きや避難対策、救護対策など、おおむね応急期に実施する対策を示す。

- (1) 災害救助法による救助
- (2) 避難対策
- (3) 要配慮者の支援
- (4) 孤立集落対策

- (5) 救助救急、医療対策
- (6) 旅行者への対策
- (7) 物資（食料と生活必需品）の供給対策
- (8) 給水対策
- (9) 住宅対策
- (10) 感染症対策
- (11) 健康対策
- (12) 遺体の収容と火葬

6 廃棄物処理対策・・・第7章

大規模な災害により発生したガレキや、被災者の生活ごみ、仮設トイレのし尿対策などについて必要な事項を示す。

7 交通輸送対策・・・第8章

道路や橋梁が損壊する被害が発生した場合の交通規制や患者の緊急搬送など、緊急輸送路の確保に必要な対策を示す。

- (1) 交通応急対策
- (2) 緊急輸送対策

8 ライフライン対策・・・第9章

通信サービスや電気、LPガスの事業者との連携手段や、市が管理する水道や下水道の復旧手段など、住民の生活を支えるライフラインの応急対策について必要な事項を示す。

- (1) ライフライン事業者との連携
- (2) 給水対策（再掲）
- (3) 水道対策
- (4) 下水道対策

9 教育対策・・・第10章

災害時に学校が果たす役割や応急教育を実施するために必要な対策を示す。

10 農林業対策・・・第11章

農作物、林産物等の被害低減に必要な措置を示す。

11 二次災害防止対策・・・第12章

公共土木施設などの二次災害防止対策に必要な措置を示す。

12 生活支援対策・・・第13章

被災者の生活の再建に必要な支援策を示す。

- (1) 総合相談窓口の開設
- (2) 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成
- (3) 被災者の支援制度
- (4) 義援金の受入れと配分

第2章 組織と職員配備

災害応急対策を迅速に展開するためには、すべての職員が緊急時の組織体制や職員配備、各対策部の業務を理解しておく必要がある。本章では防災体制の判断基準や各対策部の事務分掌、職員の参集方法など、災害対策本部を設置するまでに必要となる事項を示す。

※ 以下表中の対策部とは、災害発生時に、役割に応じた迅速な対応を行うため、宍粟市災害対策本部に加え、主に関係する公的機関、関係団体等の組織及び個人を記載。

対策部	全対策部
-----	------

第1節 組織の設置

災害に警戒が必要な場合の市の防災体制は、大きく3つの段階に区分できる。第1段階は消防防災担当課が主に気象情報を収集する「準備体制（連絡員待機、警戒待機）」、第2段階は初期に必要な避難行動要支援者支援などにあたる「災害警戒本部体制（1号配備）」、第3段階はすべての対策部が応急対策活動にあたる「災害対策本部体制（2号、3号配備）」である。本節では災害が発生、又はそのおそれがある場合に市が整える防災体制について定める。

第1款 防災体制の判断基準

防災体制は次の1、2の基準とその他の気象情報から、市長が総合的に判断し決定する。ただし、状況により配備体制と異なる職員配備や避難情報等を発令することもある。

1 河川水位による防災体制の判断基準

体制	職員配備	判断の基準	配備人員	主な応急対策
準備体制	連絡員待機	市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、雨量や河川水位の情報を収集する必要があると防災担当部長が認めるとき	消防防災担当部局職員	・ 気象観測 ・ 自主避難の呼びかけ ・ 依頼のある指定避難所の開設 ・ 職員配備等の調整
配備調整会議体制	警戒待機	市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、市長が必要と認めるとき	市長、副市長、教育長、関係部局長・次長、情報通信担当部局職員	・ 一部の指定避難所の開設 ・ 要配慮者支援 ・ 河川監視 ・ 道路巡視 ・ 樋門操作指示 ・ 避難情報発令（高齢者等避難）
災害警戒本部体制	1号配備	1 水防団待機水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき ＝水防警報第1号 2 河川水位が橋梁迄あと2.0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 3 市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生じるおそれがあるとき	全職員の2割程度（主に副課長以上）	・ 一部の指定避難所の開設 ・ 要配慮者支援 ・ 河川監視 ・ 道路巡視 ・ 樋門操作指示 ・ 避難情報発令（高齢者等避難）
災害対策本部体制	2号配備	1 氾濫注意水位に達するおそれがあるとき ＝水防警報第2号 2 河川水位が橋梁迄あと1.5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 3 市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき	全職員の6割程度（主に係長以上）	必要な指定避難所の開設 ・ 避難情報発令（避難指示）
災害対策本部体制	3号配備	1 氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき（指定河川に洪水注意報が発表されたとき） ＝水防警報第3号 2 河川水位が橋梁まであと1.0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 3 市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき 1 避難判断水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき（指定河川に洪水警報が発表されたとき） 2 河川水位が橋梁まであと0.5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 1 氾濫危険水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき 2 橋梁に水位が達するおそれがあるとき	全職員	・ すべての指定避難所の開設 ・ 避難情報発令（避難指示、緊急安全確保）
通常体制	解除	1 水防団待機水位を下回り、今後上昇するおそれがないとき 2 河川水位が橋梁まであと2.0mを下回り、今後上昇するおそれがないとき 3 暴風警報、大雨警報、洪水警報が解除されたとき	段階的に減員	避難情報等の解除

2 土砂災害危険度（土壌雨量指数）による防災体制の判断基準

体制	職員配備	判断の基準	配備人員	主な応急対策
準備体制	連絡員待機	市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、雨量や水位の情報を収集する必要があると防災担当部長が認めるとき	消防防災担当部局職員	・気象観測 ・自主避難の呼びかけ ・依頼のある指定避難所の開設
	警戒待機	市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、市長が必要と認めるとき	市長、副市長、教育長、各部局長・次長、情報通信担当課職員	
災害警戒本部体制	1号配備	1 水防団待機水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき ＝水防警報第1号 2 河川水位が橋梁まであと2.0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 3 市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生じるおそれがあるとき	全職員の2割程度（主に副課長以上）	・一部の指定避難所の開設 ・要配慮者支援 ・河川監視 ・道路巡視 ・樋門操作指示 ・避難情報発令（高齢者等避難）
災害対策本部体制	2号配備	1 氾濫注意水位に達するおそれがあるとき ＝水防警報第2号 2 河川水位が橋梁まであと1.5mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき 3 市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき。	全職員の6割程度（主に係長以上）	・必要な指定避難所の開設 ・避難情報発令（避難指示）
災害対策本部体制	3号配備	1 市内に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ気象庁のキキクルで大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 2 大雨注意報が発表され、夜間～翌朝早朝に非常に強い降雨になる可能性が高いとき 3 湧水や地下水が濁る、量が変化するなどの前兆現象が確認されたとき	全職員	・すべての指定避難所の開設 ・避難情報発令（避難指示、緊急安全確保）
		1 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 市内に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつキキクルの予測が土砂災害発生危険基準線（CL※1）を超え、さらに降雨が継続する見込みのとき 3 市内に大雨警報（土砂災害）が発表されており、記録的短時間大雨情報が発表されたとき 4 土砂災害の前兆現象（斜面の崩壊、はらみ、擁壁や道路に亀裂が入るなど）の現象が確認されたとき		
		1 市内に土砂災害警戒情報が発表され、かつ実況で土砂災害発生危険基準線（CL）を超えるとき 2 市内に土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発令されたとき 3 土砂災害が発生したとき 4 山鳴り、河川の流木、斜面の亀裂などが確認されたとき 5 避難指示による避難が十分でなく、さらに住民に避難を促す必要があるとき		

体制	職員配備	判断の基準	配備人員	主な応急対策
通常体制	解除	1 水防団待機水位を下回り、今後上昇するおそれがないとき 2 河川水位が橋梁まであと2.0mを下回り、今後上昇するおそれがないとき 3 暴風警報、大雨警報、洪水警報が解除されたとき 4 土砂災害警戒情報が解除され2時間先の予測雨量が土砂災害発生危険基準線（CL）を下回り、今後上昇するおそれがないとき	段階的に減員	避難情報等解除

※1 Critical Lineの略で、兵庫県が気象庁と提携しホームページで公表する「地域別土砂災害危険度」に表示される警戒基準線のことである。予測雨量がこのラインを超えると、土壤に含まれる雨による土砂災害の危険性が高まっていることを示す。

第2款 災害対策（警戒）本部の設置

災害予防及び災害応急対策を実施する必要があると市長が認めるときは、災害対策基本法第23条及び宍粟市災害対策本部条例（平成17年条例174号）に基づき、宍粟市災害対策本部を宍粟市役所及び各市民協働センターに設置する。なお、災害対策本部が設置される前で、気象予警報や河川水位、土壌雨量指数などによって災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部（災害対策本部を準用）を宍粟市役所に設けて対処するものとする。

1 設置場所

災害対策本部は宍粟市役所3階に置く。なお、災害対策本部を設置したときは、所在を明確にするため「宍粟市災害対策本部」の掲示を行う。

2 設置、廃止の基準

災害対策本部は、前1款の防災体制の判断基準により市長が設置する。なお、廃止する時期は、災害応急対策が完了したとき、又は本部長が前1款の防災体制の判断基準をもとに災害発生のおそれが解消したと認めるときとする。

3 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに防災関係機関と住民にその旨を公表する。

4 本部長の職務代理者

市長が登庁できない場合、若しくは登庁に時間を要する場合は、登庁した者の中から次の順位で職務代理者を決め、災害応急対策にあたる。

その順位は次のとおりとする。

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	防災担当部長
第4順位	その場における最高責任者

第3款 災害対策本部の組織と事務分掌

災害対策本部の組織と事務分掌は、それぞれ次のとおりとする。なお、本部長が応急対策に要すると判断する場合は、必要な人材を本部員に加えることができる。

災害対策本部の組織図

本部長		市長
副本部長		副市長 教育長
災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)		
部局名	対策部名	本部員
まちづくり部	本部室	まちづくり部長
市長公室	市長公室対策部	市長公室長
総務部	総務対策部	総務部長
議会事務局		議会事務局長
市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長
健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長
産業部	産業対策部	産業部長
農業委員会事務局		
建設部	土木水道対策部	建設部長
会計課	会計対策部	会計管理者
教育委員会事務局	教育対策部	教育部長
公立宍粟総合病院	－	事務部長
消防団	－	消防団長 副団長 山崎支団長
西はりま消防組合 宍粟消防署	－	署長
宍粟警察署	－	署長
市民局(復旧期のみ)	－	市民局長
現地災害対策本部(各市民協働センター)		
部局名	本部員	
一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部建設課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官	
波賀市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部産業課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官	
千種市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官	

災害対策本部（本庁）の事務分掌

主管部局	主管課等	事務分掌
まちづくり部	危機管理課	1 本部の設置、運営に関する事 2 気象情報、河川情報の収集に関する事 3 消防団の配備に関する事 4 配備指令とその伝達に関する事 5 避難情報の発表に関する事 6 警戒区域の設定に関する事 7 県や警察、自衛隊など、関係機関との連絡に関する事 8 広域応援要請に関する事 9 被害状況の総括に関する事 10 市民局との連絡調整に関する事 11 災害救助法の適用申請事務に関する事 12 罹災届出証明書の発行に関する事 13 災害復旧に係る借入金利子補給金交付制度（市単）に関する事 14 被災者生活再建支援制度に関する事
	まちづくり推進課 人権推進課	1 一時避難所等開設の確認に関する事（山崎地域） 2 広域避難所以外の避難者数の集計に関する事（山崎地域） 3 自治会の被害状況調査に関する事（山崎地域） 4 自治会との連絡調整に関する事（山崎地域）
市長公室	地域創生課	1 指定避難所開設の確認に関する事 2 避難者数の市内集計に関する事 3 自治会の被害状況調査の市内集計に関する事 4 支援制度の取りまとめ、周知に関する事
	秘書広報課	1 避難情報の伝達に関する事 2 交通情報の伝達に関する事 3 避難状況の伝達に関する事 4 報道機関の対応に関する事 5 写真の撮影と映像の保存、広報に関する事 6 市長のメッセージと避難所訪問に関する事 7 穴栗市災害見舞金及び義援金の配分、支給に関する事
総務部 議会事務局	行政管理課 人事課 財政課 議会事務局	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関する事 2 緊急通行車両の確保に関する事 3 行政支援の調整と動員計画に関する事 4 職員の健康管理に関する事 5 安否情報に関する事
市民生活部	税務課	1 家屋被害認定調査に関する事 2 罹災証明書の発行に関する事 3 被災者台帳の作成に関する事
	市民課 生活衛生課	1 防疫に関する事 2 廃棄物の収集と処理に関する事 3 遺体の処置、安置に関する事 4 遺体の埋火葬に関する事 5 し尿の収集と処理に関する事 6 避難所仮設トイレの設置に関する事
健康福祉部	社会福祉課 高年福祉課 障がい福祉課 福祉相談課 保健福祉課 子育て支援課	1 要配慮者の支援に関する事 2 社会福祉協議会との調整に関する事（災害ボランティアセンターの設置など） 3 災害弔慰金、災害障がい見舞金、災害援護資金に関する事 4 被災者生活復興資金貸付制度に関する事 5 被災者の健康管理に関する事 6 救護所の開設に関する事 7 応急医療に関する事 8 食品衛生対策、感染症対策に関する事 9 福祉避難所の運営に関する事

主管部局	主管課等	事務分掌
産業部 農業委員会事務局	農業振興課 森林環境課 商工観光課 農業委員会事務局	1 河川の監視に関すること 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関すること 3 山林の被害調査と復旧に関すること 4 林道の被害調査と復旧に関すること 5 風呂の無料開放に関すること 6 一時宿泊所の確保に関すること
建設部	建設課 住宅土地政策課	1 道路の巡視と交通規制に関すること 2 緊急輸送路の確保に関すること 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関する こと 4 道路上の支障となる放置車両の移動に関すること 5 応急危険度判定に関すること 6 住宅の応急修理に関すること 7 住宅の障害物除去に関すること 8 仮住宅の確保（市営、県営住宅）に関すること 9 仮設住宅の建築に関すること 10 住宅災害復興融資利子補給制度に関すること 11 高齢者住宅再建支援制度に関すること 12 ひょうご住宅災害復興ローン制度に関すること
	水道管理課 上下水道課	1 応急給水に関すること 2 上下水道の被害調査と復旧に関すること
教育委員会事務局	教育総務課 学校教育課 こども未来課 施設整備課 社会教育文化財課 山崎給食センター	1 避難所の開設支援（開設担当者の支援）に関すること 2 避難所の運営に関すること 3 避難所の物資、食料の調達に関すること 4 救援物資の確保と配送に関すること 5 児童生徒の保護、施設利用者の安全確認に関すること（管理下にある 場合） 6 応急教育に関すること
会計課	会計管理者 会計課	1 災害対策本部の支援に関すること 2 義援金の募集に関すること 3 義援金の送金に関すること（他市町の支援）
公立宍粟総合 病院	—	1 患者の安全確保に関すること 2 応急医療に関すること 3 重病患者や人工透析患者などの対応に関すること 4 医療機関との連絡調整に関すること
消防団本部	—	1 消防団員の出動命令に関すること 2 警戒活動に関すること 3 水防活動に関すること 4 避難誘導に関すること 5 救助活動に関すること 6 消火活動に関すること 7 広報活動に関すること 8 行方不明者の捜索に関すること 9 本部室との連絡調整に関すること
西はりま消防 組合	—	1 被害情報の収集と本部室との連絡調整に関すること 2 救急救助活動に関すること 3 消火活動に関すること 4 兵庫県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動要請 に関すること 5 ヘリコプター臨時離着陸場適地の開設に関すること 6 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 7 行方不明者の捜索に関すること

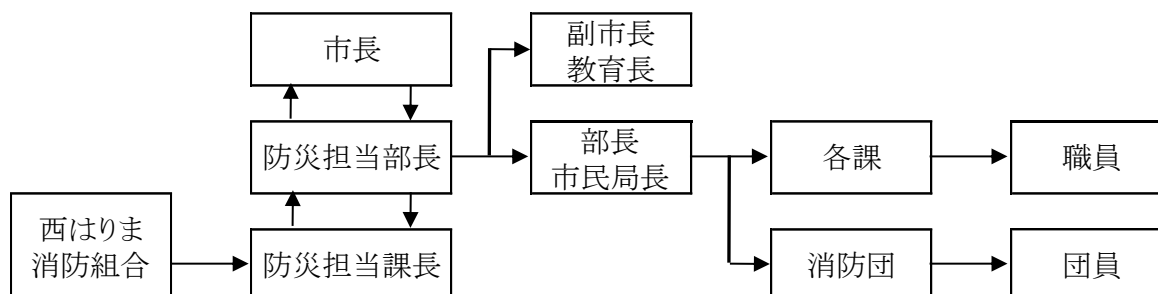
※各対策部はこの事務分掌表によるもののほか、通常所管する施設の被害調査、及び本編第13章第3節に示す各種支援制度の実施にもあたるものとする。

現地災害対策本部（市民局）の事務分掌

主管課等	事務分掌	本庁部局
まちづくり推進課 三方町出張所	1 現地本部の設置、運営に関すること 2 気象情報、河川情報の収集に関すること 3 消防団の配備に関すること 4 配備命令に関すること 5 避難情報の発令と伝達に関すること 6 警察など、関係機関との連絡に関すること 7 本部室との連絡調整に関すること 8 罹災届出証明書の発行に関すること 9 自治会との連絡調整に関すること 10 被災者生活再建支援制度に関すること	まちづくり部
	1 避難所開設の確認に関すること 2 避難者数の集計に関すること 3 自治会の被害状況調査に関すること 4 2、3の報告に関すること	市長公室
	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関すること 2 緊急通行車両の確保に関すること	総務部 議会事務局
	1 罹災証明書の発行に関すること 2 防疫に関すること 3 廃棄物の収集と処理に関すること 4 遺体の処置、安置に関すること 5 遺体の埋火葬に関すること 6 し尿の収集と処理に関すること 7 避難所仮設トイレの設置に関すること	市民生活部
	1 住宅の応急修理に関すること 2 住宅の障害物除去に関すること	建設部
	1 避難所の開設支援（開設担当者の支援）に関すること 2 避難所の運営に関すること	教育委員会事務局
	1 要配慮者の支援に関すること 2 災害弔慰金、災害障がい見舞金、災害援護資金に関すること 3 被災者の健康管理に関すること 4 救護所の設置に関すること 5 応急医療に関すること 6 福祉避難所の運営に関すること	健康福祉部
北部産業課	1 河川の監視に関すること 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関すること 3 山林の被害調査と復旧に関すること 4 林道の被害調査と復旧に関すること	産業部
北部建設課	1 道路の巡視と交通規制に関すること 2 緊急輸送路の確保に関すること 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関すること 4 応急給水に関すること 5 上下水道の被害調査と復旧に関すること	建設部
給食センター	1 避難所の物資、食料の調達に関すること	教育委員会事務局
診療所	1 患者の安全確保に関すること 2 応急医療に関すること 3 重病患者や人工透析患者などの対応に関すること 4 医療機関との連絡調整に関すること	健康福祉部
消防支団本部	1 消防団員の出動命令に関すること 2 警戒活動に関すること 3 水防活動に関すること 4 避難誘導に関すること 5 救助活動に関すること 6 消火活動に関すること 7 広報活動に関すること 8 行方不明者の捜索に関すること 9 本部との連絡調整に関すること	消防団本部

2 勤務時間外の伝達系統（メールが配信できない場合）

勤務時間外は、西はりま消防組合の情報指令員が異常の発生を防災担当課長へ伝達する。防災担当課長は防災担当部長へ、防災担当部長は市長と協議の上、備えるべき防災体制を副市長、教育長、各部局長へ伝達する。部局長は所属課長を通じて各職員へ配備指令を伝達し、職員を招集する。



第2款 防災体制下の職員の行動

1 参集時の行動

配備指令が伝達された場合、原則として職員は地域で活動せず、防災体制を整えるために配備に就くものとする。地域での救助活動には、別に定める職員配備計画で消防団員として活動することがあらかじめ定められている職員があたる。交通路の断絶など、計画配備に就けない事情がある場合は、配備先の上司に連絡の上市民協働センターや指定避難所など、直近の防災拠点で配備に就くものとする。なお、参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する。

参集時の留意事項

- 1 原則、地域で活動せず参集する
- 2 計画配備に就けない場合は、直近の職場へ向かう
- 3 参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する

※職員配備が優先できるよう平常時から家族や近隣、地域と有事の体制を話し合う必要がある。

2 参集直後の行動

職員は所属する対策部の「災害時の職員初動マニュアル」や本応急対策計画に従い、業務を迅速かつ的確に実施し、その結果を対策部長に報告する。各対策部長は状況の把握に努めるとともに、現活動状況や対策に必要な人員、広域応援要請の要否を災害対策本部に報告する。

3 突発的な災害で配備指令がない場合の行動

配備指令の有無にかかわらず被害が生じるおそれがある場合、職員は職員配備計画に基づき、自ら配置に就くものとする。突発的な災害である場合、参集時に災害対策本部が開設されていない状況も想定される。この場合、参集した職員が初動班を立ち上げ、災害対策本部を設置する。初動は被害状況の把握に努めるとともに、人命救助を最優先に応急対策を進めるものとする。

対策部	全対策部
-----	------

第3節 職員の初動

各対策部が実施する災害応急対策は、本章第1節の事務分掌表に示したが、これらの対策のうち、発災前後の初動期に必要なものを次に示す。各対策部は次節に示す「市長権限の委譲」もふまえ、迅速に初動対策にあたるものとする。なお、次表2列目に示す「対策期」は、時間の経過を表す概念として、以降の記述にも活用する。

時系列に示す職員の初動（風水害）

経過	対策期	対策	指揮	連携
発災前	警戒期	組織(災害対策本部)の設置	本部室	
		配備指令の伝達	本部室	
		通信機器の確保	本部室	市長公室対策部
		気象情報の収集と伝達	本部室	市長公室対策部
		河川監視	産業対策部	
		避難情報の伝達	本部室	市長公室対策部
		要配慮者の支援	健康福祉対策部	
		道路巡視と交通規制	土木水道対策部	
		緊急通行車両の確保	総務対策部	
		通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室
6時間	救助期	人命救助、消火活動	西はりま消防組合	
		応急医療	公立栗東総合病院	
		緊急輸送道路の確保	土木水道対策部	
		広域応援要請(防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊)	西はりま消防組合	
		広域応援要請(自衛隊・県・協定市町村)	本部室	
24時間	応急期	被害情報の収集と伝達	本部室	全対策部
		避難所の運営と職員配置	教育対策部	
		応援隊との調整	総務対策部	本部室
		家屋の被害状況調査(→防疫→被害認定調査)	市民生活対策部	
		応急給水	土木水道対策部	
		上下水道の復旧	土木水道対策部	
		ライフライン事業者との連携	本部室	
		災害ボランティアセンターの設置	健康福祉対策部	
		救援物資の確保と避難所への配送	教育対策部	健康福祉対策部
		避難所仮設トイレの設置	市民生活対策部	
		廃棄物の収集と処理	市民生活対策部	
		遺体の安置	市民生活対策部	
48時間	応急期	救護所の開設	健康福祉対策部	公立栗東総合病院
		防疫	市民生活対策部	
		食品衛生と感染症対策の指導	健康福祉対策部	
		義援金の受入と配分	会計対策部	
72時間	復旧期	罹災証明書の発行と被害認定調査	市民生活対策部	
		支援制度の整理と周知	本部室	
		し尿の収集と処理	市民生活対策部	
		住居の障害物除去(原則10日以内に完了)	土木水道対策部	
72時間以降	復旧期	住宅の応急修理(原則1か月で完了)	土木水道対策部	
		仮住宅の確保	土木水道対策部	
		仮設住宅の建築(原則20日以内に着工)	土木水道対策部	
		こころのケア	健康福祉対策部	
		職員の健康管理	総務対策部	健康福祉対策部
		遺体の埋火葬	市民生活対策部	

対策部	全対策部
-----	------

第4節 市長権限の委譲

大規模災害が発生した場合、権限の多くを市長に集中する方式では、処理限界を超える情報が集中し、迅速に被災者を救済するという目的が阻害されることが予想される。この問題を軽減するため、初動期においては事前に権限を各対策部に委譲し、市長は大局的な観点から指示や調整を行うものとする。なお、市長が保持する権限はおおむね次に掲げるものを想定する。これらに属さない権限に関する業務は、本応急対策計画のほか、「災害時の職員初動マニュアル」をもとに各対策部で即時に対応するものとする。

市長が保持する権限

権限の種類	根拠法令等
柔軟な財政措置に関する意思決定と各部署への周知	
活動優先順の決定（人命救助、緊急輸送路確保、被害認定調査等）	
職員の配備調整	
初動活動期における消防、警察、自衛隊など人命救助機関との調整	
避難の指示、警戒区域の設定	災害対策基本法第60条、63条関係
知事に対する緊急消防援助隊の要請	緊急消防援助隊運用要綱
知事等に対する応援の要請	災害対策基本法第68条関係
知事に対する自衛隊の災害派遣要請	災害対策基本法第68条の2関係
他市町村長等への応援要請	災害対策基本法第67条関係
放送事業者等に対する放送の要請	災害対策基本法第57条関係
災害救助法特別基準の知事への適用要請	
報道機関への広報対応と住民へのメッセージ	

対策部	本部室・総務対策部・健康福祉対策部・現地災害対策本部
-----	----------------------------

第5節 職員の健康管理

本部室は職員の参集状況により、人員を要する対策部へ職員を配置するほか、絶対的な人員が不足する場合は、県や他市町職員の支援を要請する。また、災害対応が長期にわたる場合、職員の心のケアや健康管理に努めるものとする。

1 適切な人員配備

総務対策部は、各対策部から応援要請がある場合や今後の活動において人員の不足を生じるおそれがあると判断した場合は、災害対策本部と協議の上、各対策部の活動に支障を生じさせないよう応援要請のあった対策部へ職員を異動させるなどの措置を行う。

2 広域応援要請

本部室は絶対的な人員が不足する場合、市長と協議の上、県や他市町の職員の派遣を求める。この場合、各対策部で不足する人員と支援を希望する業務などを総務対策部が取りまとめ、本部室が西播磨県民局総務企画室を通じて要請する。なお、広域応援要請に必要な事項は本編第5章に示す。

3 職員の健康管理

総務対策部は職員を交代で休息させるため、職員の異動や広域応援要請など、あらゆる手段を講じ適切な人員配備に努める。健康福祉対策部は職員の心のケアなどの健康管理を行い、休暇を取得させるなどの助言を総務対策部に対して行う。また、総務対策部は全職員が公平に休暇を取得できるように配慮した勤務ローテーションを組むよう各対策部に指示する。感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

第3章 情報の収集と伝達

災害から住民を守るためには、正確な情報に基づく避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を迅速に伝達することが重要である。本章ではその情報源となる通信機器の活用方法のほか、防災関係機関との通信手段を示す。

対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部
-----	----------------------------

第1節 通信機器の確保

対策部は電話やFAX（一斉同報機能含む）、フェニックス防災システム、しーたん通信、庁内ウェブなどの機能が良好な状態にあることを確認し、防災関係機関相互の通信と住民への伝達手段を確保する。また、停電に備え、各庁舎の自家発電装置が使用できるよう運転準備を行う。

災害時の通信手段は平常時と変わらず一般加入電話とIP電話（市役所内部）を活用するが、その通信手段が断たれた場合は、次表に示す非常通信機器を活用する。なお、災害時に連携が必要となる県内機器設置機関の電話番号は、資料編に掲載する。

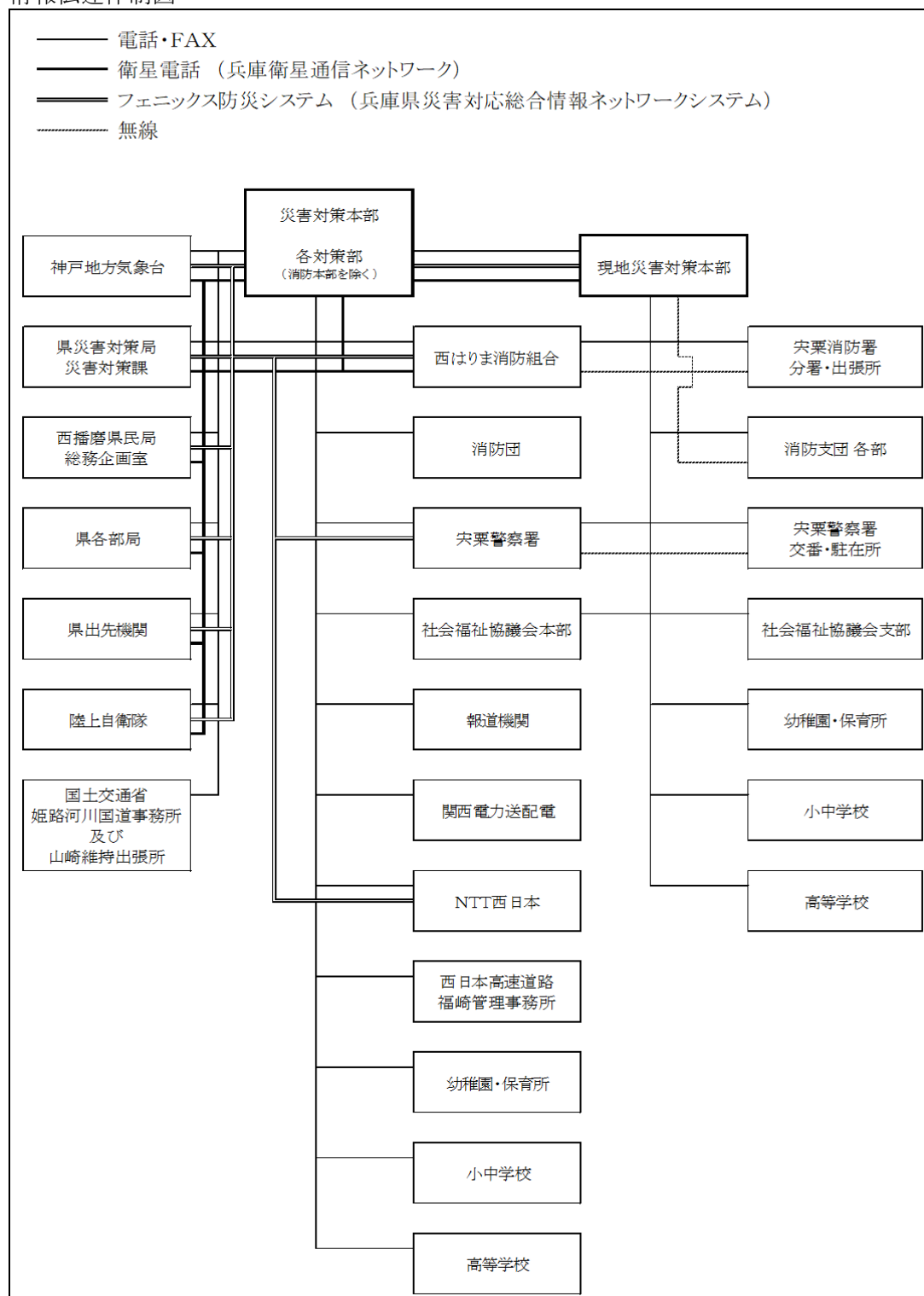
非常時に使用する通信機器

通信機器	機器設置機関		番号簿等
衛星電話・衛星FAX（兵庫衛星通信ネットワーク） ※専用システムのため機器設置機関との通信のみ可	市内	宍粟市役所 宍粟事業所（龍野土木） 引原ダム管理所	電話機に備え付け 県内は資料編に掲載
	県内	兵庫県庁 県民局ほか県機関 西はりま消防組合 各市町 各消防本部	
	国内	都道府県機関 各市町村 各消防本部	
テレビ電話（フェニックス防災システム） ※専用システムのため機器設置機関との通信のみ可	市内	宍粟市役所	テレビ画面で検索
	県内	兵庫県庁 県民局ほか県機関 県内各市町	
衛星携帯電話（NTTドコモ） ※一般加入電話と通信可	—	宍粟市役所	080-2411-9109 080-2411-9110
		一宮市民協働センター	080-2411-9111
		三方町出張所	080-2411-9114
		波賀市民協働センター	080-2411-9112
		千種市民協働センター	080-2411-9113
通信設備の優先使用（災害対策基本法第79条ほか）	市内	宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所	—

第2節 防災関係機関の伝達体制

防災関係機関等、相互の情報伝達は、次図に示すとおり行う。図中の細い実線で結ぶ間は電話やFAXなどの有線通信を、太い実線は衛星電話（兵庫衛星通信ネットワーク）を、二重線はフェニックス防災システムを、点線は無線通信をそれぞれ示す。円滑に災害応急対策を進めるには、図に表記のある機関すべてが、情報を共有する必要があるため、新たな情報がある場合は、相互に伝達するよう努める必要がある。

情報伝達体制図



対策部	全対策部
-----	------

第3節 気象予警報

災害応急対策を迅速に行うには、災害の発生を事前に予測する必要がある。近年は短時間に降る大雨の頻度が増加する傾向にあり、以前に増して予測に基づく行動が求められる。本節では災害応急対策の初動に欠くことのできない気象警報などの発表基準とその伝達経路を示す。

第1款 気象予警報の発表基準

気象庁や国土交通省、県が発する警報や注意報などの発表基準を示す。

1 特別警報、警報、注意報の発表基準

気象庁は雨量などが次表に示す値に達すると予想される場合に、気象業務法に基づく警報や注意報などを発表する。

宍粟市	府県予報区	兵庫県（県内の発表区域図は資料編に示す）	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた区域	播磨北西部	
特別警報※1	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準※1	16
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準※1	139
		流域雨量指数基準※1	菅野川流域=10 伊沢川流域=14.2 引原川流域=23.3 千種川流域=19.4 志文川流域=10.6
		複合基準※2	揖保川流域=（6,36） 引原川流域=（6,20.9） 千種川流域=（6,17.4） 志文川流域=（6,9.5）
		指定河川洪水予報による基準	揖保川上流〔山崎第二〕 揖保川下流〔龍野〕
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪		20m/s 雪を伴う
	大雪	平地の降雪の深さ	12時間20 c m
		山地の降雪の深さ（宍粟市）	12時間50 c m
注意報	大雨	表面雨量指数基準※2	8
		土壌雨量指数基準※2	107
		流域雨量指数基準※1	菅野川流域=8 伊沢川流域=11.3 引原川流域=18.6 千種川流域=15.5 志文川流域=8.4
		複合基準※3	揖保川流域=（6,26.6） 引原川流域=（6,14.9） 千種川流域=（6,12.4） 志文川流域=（6,6.7）
		指定河川洪水予報による基準	揖保川上流〔山崎第二〕 揖保川下流〔龍野〕
	強風	平均風速	12m/s
	風雪		12m/s 雪を伴う

注意報	大雪	平地の降雪の深さ	12時間10 c m
		山地の降雪の深さ（宍粟市）	12時間25 c m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実行湿度60%	
	なだれ	① 積雪の深さ70 c m以上あり降雪の深さ20 c m以上 ② 積雪の深さ50 c m以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10mm以上※4	
	低温	最低気温-4℃以下※4	
	霜	4月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温2℃以下	
	着雪	24時間降雪の深さ：20 c m以上 気温：2℃以下※4	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量110mm	

※1 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風を中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

※2 表中の「表面雨量指数」とは、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まるかを指数化したもの、「土壌雨量指数」とは、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨などが、土壌中にどれだけ貯まっているかを指数化したもの、また「流域雨量指数」とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から指数化したものである。指数化の詳細は気象庁のホームページで参照できる。

※3 表面雨量指数、流域雨量指数の組合せによる基準値を表している。

※4 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値

2 注意報の本文中で警報に関する言及

台風の接近や冬型気圧配置の強まる場合など、かなり早くから警報基準を超える可能性を高い精度で予想できる場合、注意報発表時に、警報に切り替える可能性があることを注意報の本文に盛り込む（ただし、注意報の本文中で警報の可能性を述べても、あくまで注意報として発表しているものであり、防災対策に要する時間を考慮して警報に切り替える。また、警報を発表する前に常に注意報で警報の可能性を言及できるものでなく、突発的な大雨等では、急に警報を発表する場合もある。）。

3 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で神戸地方気象台が発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切り、天気予報の対象地域と同じ県南部単位で発表する。2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位（冬期は県南部単位）で発表する。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

4 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県南部の単位で気象庁本庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部の単位で気象庁本庁が発表する。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

5 気象情報

気象情報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に神戸地方気象台が発表する。気象情報には、大雨に関する情報、顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。また、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で発表する。

6 火災警報の発令基準

消防法第22条第3項に基づく火災警報は、知事から通報を受けた場合のほか、気象の状況が西はりま消防組合火災予防規則第5条に該当する場合は、管理者が発令する。消防法では、市町村長である。

(1) 火災警報

実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%以下であり、かつ、平均風速が12m以上となると予想されるとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は除く。

(2) 林野火災警報

林野火災に関する注意報の発令指標に加え、強風注意報が発令されているとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は除く。

第2款 気象予警報の伝達系統

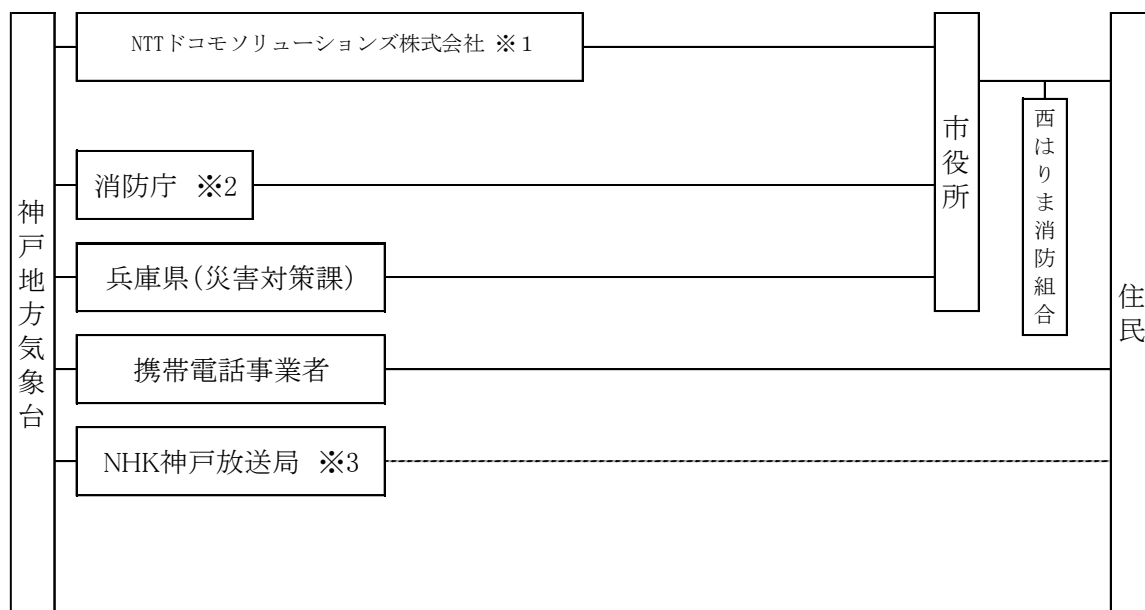
気象庁や国土交通省、県が発する警報や注意報などの伝達経路を示す。

1 警報と注意報の伝達系統

気象予警報等の伝達は、フェニックス防災システムで行う。

さらに、県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、NTTドコモソリューションズ株式会社は、警報を市に通知することとする。

関係機関は、気象情報等を速やかに市民に周知徹底する。



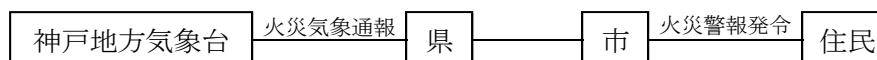
※1 特別警報、警報のみ伝達する。

※2 全国瞬時警報システム（Jアラート）による。

※3 9時から21時の間、通知する。その他の時間は、NHK大阪拠点放送局に通知する。

2 火災警報の伝達系統

火災警報の発令に伴う通報は、神戸地方気象台から県を通じて市へ伝達される。



第3款 水害に関する情報

1 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

2 河川水位(対象：水位周知河川)

国、県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発令や特別警戒水位到達情報の通知及び周知等を行う。

水位	内容
氾濫危険水位	市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位(特別警戒水位)
避難判断水位	市長の高齢者等避難情報等の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位(警戒水位)
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位(通報水位)

3 指定河川洪水予報の発表基準

気象庁と国土交通省、又は気象庁と県は、水防法と気象業務法に基づき共同で水防活動の利用に適合する指定河川洪水予報を発表する。指定河川洪水予報は、河川の水位が次表に示す基準に該当する場合に発表される。市内では国土交通大臣が指定する揖保川(引原川合流地点付近から下流)が対象となる。

量水標	
危険	← はん濫危険水位
警戒	← 避難判断水位
注意	← はん濫注意水位

洪水予報の種類、標題と概要

- ・対象河川区域：揖保川上流（引原川合流地点付近※1から下流）
 ※1 左岸は安積873番地先、右岸は安積1409番地2先
- ・基準観測所：山崎第二

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、又は、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※河川・気象情報の改善に関する検証報告書（令和2年3月）に基づき、気象庁と国土交通省が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時的指定河川洪水予報を発表する。

4 水防警報の発表基準

国土交通省、又は県は河川の水位が次表に示す基準に該当する場合に、水防法に基づく水防警報を発表する。

（1）国土交通大臣（姫路河川国道事務所長）の発する水防警報

体制	発表基準	対象河川区域	基準観測所
第1号待機	氾濫注意水位（警戒水位）に達する3時間前	揖保川上流（引原川合流地点付近※1から下流） ※1 左岸は安積873番地先、 右岸は安積1409番地2先	龍野
第2号準備	氾濫注意水位に（警戒水位）達する2時間前		
第3号出動	氾濫注意水位（警戒水位）に達する1時間前		
第4号解除	水防活動の必要がなくなったとき		

(2) 知事（西播磨県民局長）の発する水防警報

体制	発表基準	対象河川区域と基準観測所
第1号待機	水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがあるとき	揖保川全域：三軒家 引原川全域：三軒家 菅野川全域：春安 千種川全域：千種、上三河、上郡
第2号準備	氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき	
第3号出動	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるとき	
第4号解除	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後上昇するおそれがないとき	

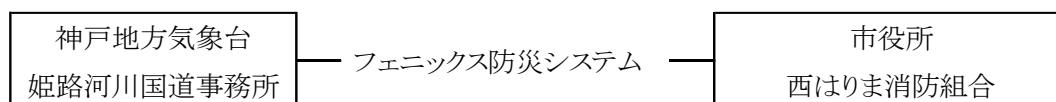
注1)待機及び準備の2段階は省略することができる。

注2)水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

第4款 水害に関する情報の伝達系統

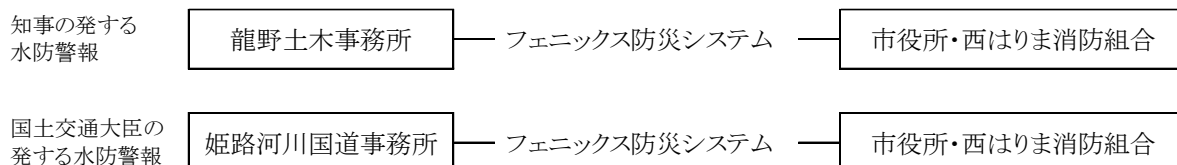
1 指定河川洪水予報の伝達系統

市内で指定河川洪水予報の対象となる河川は、国が管理する揖保川上流（引原川合流地点付近から下流）のみで、その予報はフェニックス防災システムにより市へ伝達される。千種川も県の洪水予報の指定河川に当たるが、その範囲は上郡町から下流であるため対象から外れる。



2 水防警報の伝達系統

揖保川の国管理区間における水防警報は姫路河川国道事務所から、その他の水防警報は、龍野土木事務所からフェニックス防災システムにより市へ伝達される。



第5款 土砂災害に関する情報

1 土砂災害警戒情報

兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

2 地域別土砂災害危険度

県は、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって地域別土砂災害危険度を提供する。

地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュごとに色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市による避難指示地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成27年6月から従来の5kmメッシュ情報に加え、より細分化した1kmメッシュ情報も、県ホームページから発信している。また、令和元年度からは、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示している。

3 箇所別土砂災害危険度

県は、より局所的に危険度を予測する箇所別土砂災害情報についても、フェニックス防災システムを用いて、システム整備が完了した市に対して、順次、情報提供する。

箇所別土砂災害危険度は、県独自のシステムで、土砂災害警戒区域ごとに、地形、地質情報と実績降雨、予測降雨を用いて、斜面の危険度を予測するシステム。斜面を10mメッシュごとに色分けして危険度を表示する。

4 危険度を色分けした時系列

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって危険度を色分けした時系列を提供する。

注意警戒時系列は、市町単位で、特別警戒・警戒・注意報の種別ごとに注意警戒期間を、3時間を1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示する。

5 土砂キキクル（大雨警戒（土砂災害）の危険度分布）

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、土砂キキクル（大雨警戒（土砂災害）の危険度分布）を提供する。

種類	概要
土砂キキクル （大雨警戒（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

第4節 情報の収集

災害応急対策に当たる上で必要となる気象情報や被害状況などの情報収集手段について必要な事項を示す。

対策部	本部室・現地災害対策本部・産業対策部
-----	--------------------

第1款 気象情報の収集手段

対策部は住民が避難行動を適切に行えるよう第2編第3章第4節に示す通信機器の活用や防災関係機関との連携を図り、気象情報の収集に努める。

1 通信機器の活用

第2編に示した通信機器のうち、特に有効なものを次表に再掲する。対策部はこれらの通信機器を優先的に活用し気象情報を収集する。なお、表中の「主に収集する情報」は、そのシステムが、他に比べ優れていると思われる観測機能を示す。

通信機器名	主に収集する情報	アドレスなど
フェニックス防災システム	水防指令や水防警戒、気象警戒などの発表状況を確認する	行政専用システム IDとパスワードが必要
河川ライブカメラシステム	ライブカメラで河川水位が周知されない支流12地点の水位を確認する	http://www.mizumori.jp/tatsuno/
姫路河川国道事務所ホームページ「話そうはりま」	ライブカメラで閤賀橋、神河橋、穴栗橋の3地点の水位を確認する	https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.html
気象庁ホームページ	レーダー・ナウキャストで1時間後の降水量を予測する	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
兵庫県ホームページ「地域別土砂災害危険度」	土壌雨量による土砂災害の危険度を確認する	http://sabo.civil.pref.hyogo.lg.jp/chiikidosya/
防災情報提供システム	規格化版流域雨量指数から雨の危険度を予測する	行政専用システム IDとパスワードが必要

市町村向け「川の防災情報」	河川水位の状況を確認する	行政専用システム IDとパスワードが必要
---------------	--------------	-------------------------

2 神戸地方気象台との連携

通信機器で得る気象情報のほか神戸地方気象台と連携し、今後の降雨量の見通しなど、より詳細な情報の交換を行う。

3 近隣市町村との連携

気象庁のレーダー・ナウキャストなどで得る雨雲が、宍粟市ほどの程度の雨を降らせるのかを予測するために、実況で雨が降る近隣市町村と連携し、風雨の状況を確認する。

4 河川監視地点（河川監視職員・消防団員）からの情報

避難情報を遅滞なく発令できるよう産業対策部の河川監視職員（1班2人）は、溢水が危惧される地点で河川を目視し、水位の状況を産業対策部、又は本部室へ連絡する。活動は原則、1号配備から避難指示を発令するまでの間とする。なお、本部室、又は現地災害対策本部は、河川監視職員のほか、現地で活動する消防団員からも情報を収集するものとする。

（1）河川監視地点

地域	地点
山崎町	杉ヶ瀬 井ヶ瀬橋付近（左岸）
	田井 神河橋付近（右岸）
	三津 さつき大橋付近（右岸）
	下比地 プライツ標識工業付近
	東下野 伊沢川
	高下 菅野川広岡橋付近
	塩山 志文川塩山大橋付近
一宮町	安積 安積橋付近（左岸）
	楽里 楽里カーブ付近（左岸）
	福中 福住橋付近（左岸）
	福知 福知橋付近（両岸）
波賀町	上野 波賀橋付近（左岸）
千種町	黒土 室橋付近（左岸）
	千草 荒神橋付近（両岸）

（2）河川監視職員の活動内容

河川監視職員は河川監視地点の河川水位や堤防、橋梁を監視し、次の事象があった場合に産業対策部、又は本部室へ報告する。

- ① 堤防の崩れ、亀裂などが確認できたとき
- ② 河川水位が目視で「橋梁下1m」に達したとき
- ③ 水位の上昇が急激なとき
- ④ その他、防災上必要な異常を発見したとき
- ⑤ 監視を終了したとき

（3）河川監視職員の安全確保

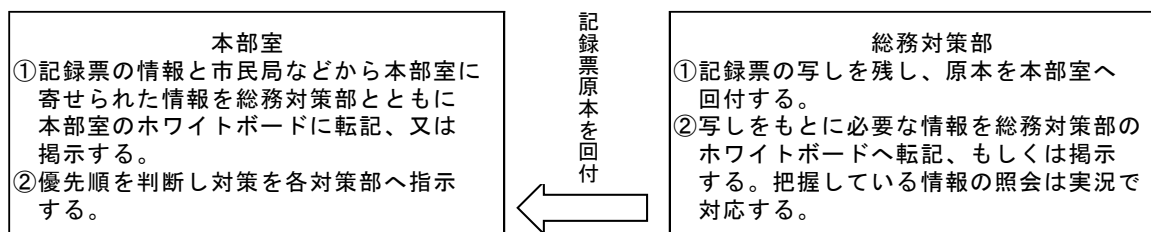
本部長が河川監視職員の活動に危険があると判断する気象下では、職員の地点配備を見送るものとする。また、職員自身が配備地点で危険を感じた場合は、指令の有無にかかわらず撤収するものとする。なお、活動は最低1チーム2人以上で行う。

河川監視職員はライフジャケットやヘルメット、懐中電灯や通信機器など、身を守るために必要な備品を必ず装備し地点配備に就くものとする。

対策部	全対策部
-----	------

第2款 被害情報の収集と通報の対応

各対策部は自らが管轄する施設や構造物などの被害状況や、通報のあった緊急事案を本部室へ報告する。また、総務対策部は住民から通報のあった緊急事案を災害対応記録票に記入の上、総務対策部と本部室の両ホワイトボードに転記、若しくは掲示するとともに、本部室に対策の決定を求める。なお、各対策部（現地災害対策本部を含む）も同手法により通報に対応する。



1 通報の受信に必要な用具

- (1) 災害対応記録票（資料編に掲載）
- (2) ホワイトボード
- (3) ボードマーカー

2 記録票に記入せずに対応する情報

これまでに寄せられた情報をもとに回答できる問合せに関しては、災害対応記録票に記入せず、受信者が即時に回答する。交通規制箇所や避難所開設状況、被害状況など、ホワイトボードに記載された事項などが考えられる。

3 通報受信時の注意事項

- (1) 報道機関から未確認情報の照会があった場合は、確認中である旨を伝え記録票に記入する。本章第5節第4款に示す会見の時刻が定まっている場合は、その時刻もあわせて伝える。
- (2) 災害時には一時に通報があるため、通報者の氏名や連絡先などの情報が曖昧であれば、本部室が判断する緊急出動の優先順を下げる可能性がある。冷静に対応し、記録票に事実を正確に記入する。
- (3) 記録票は総務対策部に写しを残し、原本を速やかに本部室へ回付する。
- (4) 総務対策部の職員のうち最低2人は、電話対応に必要な情報をホワイトボードに転記、又は掲示し情報を整理するとともに、本部室との調整にあたる。

対策部	本部室
-----	-----

第3款 災害が発生するおそれのある異常現象発生時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象（洪水等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

1 発見者の通報

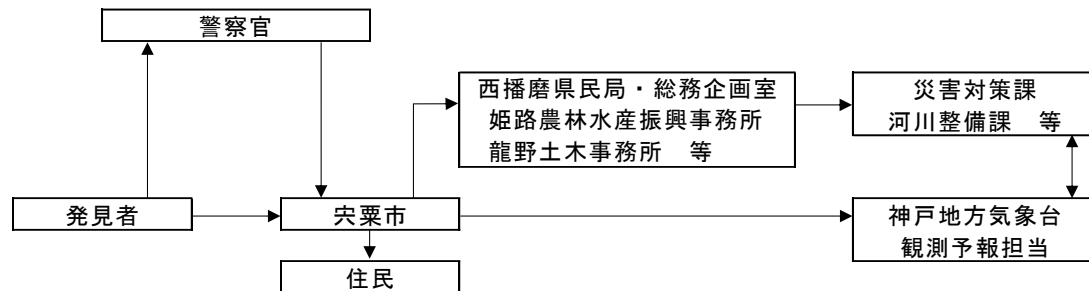
異常現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。

2 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに市長及び上部機関に通報する。

3 市長の通報

1、2により通報を受けた市長は、直ちに神戸地方気象台観測予報担当及び西播磨県民局に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図る。



第5節 情報の伝達

住民と防災関係機関、報道機関への防災情報の伝達手段などについて、必要な事項を示す。

対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部
-----	----------------------------

第1款 防災情報の伝達

対策部は気象情報や防災体制、被害状況などの防災情報を迅速に発表するよう努める。

1 伝達すべき防災情報の種類

伝達すべき防災情報を次表に示す。発表する情報は、避難行動を行うに当たっての判断基準となるため、その情報に至った理由もあわせ、簡潔に伝達できるよう努める必要がある。

時期	種類	備考
警戒期	気象情報	① 気象予警報 ② 土砂災害警戒情報 ③ 記録的短時間大雨情報 ④ 特別警報
	河川水位の状況	
	水防	下水道の排水施設における雨水出水特別警戒水位到達情報
	市の防災体制	① 災害警戒本部の設置 ② 災害対策本部の設置
	避難所の開設情報	
	避難情報	① 高齢者等避難 ② 避難指示 ③ 緊急安全確保
	警戒区域の設定	
	避難者数	発災当日は避難所開設から1時間おきに集計し発表する
	交通情報	道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
応急期	被災状況と応急措置の状況	
	避難者数	1日1回、時間を定めて集計し発表する
	交通情報	
	ライフラインの状況	① 電気 ② 電話 ③ 水道
	人的被害、家屋被害の状況	
	医療機関の状況	
	感染症対策活動の実施状況	
	物資の供給状況	① 食料 ② 生活必需品 ③ 燃料
	その他住民や事業所のとるべき措置	① 火災・土砂災害・危険物施設等に対する対応 ② 電話の利用制約 ③ 食料・生活必需品の確保
復旧期	被災者支援情報	① 罹災証明 ② 支援制度 ③ 義援金 など

2 防災情報の伝達手段

対策部は次表に示す複数の伝達手段を活用し、前1に定める防災情報を伝達する。避難情報の発令が決定された場合、本部室はフェニックス防災システムで県へ報告する。次に避難情報の発令情報を印字し、優先順2位以下の発信用原稿として活用できるよう市長公室対策部へ回付する。なお、避難情報の発令様式とし一たん通信放送文例は資料編に掲載する。

順	伝達手段	伝達対象	対策部
1	フェニックス防災システム	県、警察署ほか端末設置機関 ※同時に、Ｌアラートを介して下記報道機関へ伝達される。 ① テレビデータ放送視聴者（ＮＨＫ・サンテレビ） ② ラジオ聴者（ラジオ関西） ③ Y a h o o ! J A P A N（防災速報・天気・災害）	本部室
2	しーたん通信	市内加入者	市長公室対策部
3	しそう防災ネット	システム登録者	本部室
	緊急速報メール（エリアメール）	携帯電話契約者 ＮＴＴドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイル	
4	一斉同報FAX	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関（平常時用・県情報伝達体制連絡会用） ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県（災害対策課・西播磨県民局総務防災課） ⑥ 龍野土木事務所（管理課・宍粟事業所） ⑦ 姫路河川国道事務所（道路管理第二課・山崎維持出張所） ⑧ 西日本高速道路㈱関西支社福崎高速道路事務所（運転手配付用） ⑨ ㈱ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ ＮＴＴ西日本 兵庫支店災害対策室	市長公室対策部
5	電子メール	自治会	市長公室対策部
6	しそうチャンネルL時放送	市内契約者	
7	市ホームページ	全地域	
8	市公式SNS	システム登録者 （フェイスブック、X、LINE、ユーチューブ）	
9	広報車	全地域	
10	ひょうご防災ネット	システム登録者	本部室

対策部	本部室・現地災害対策本部
-----	--------------

第2款 避難情報の発令

情報収集で得た防災情報をもとに、市長は被害を受けるおそれがある地域の住民を対象に避難情報の発令を行う。その基準は、第2章第1節の防災体制の判断基準に示したが、本款では避難情報の意味合いや、通信が断たれた場合にその判断を行う者を示す。

1 発令要件と求める行動

避難情報は災害対策基本法に規定される。このほか、避難指示のみを規定する法律には水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法、原子力災害対策特別措置法などがある。それぞれに市が住民へ求める行動は次表のとおりであるが、これらに法的な強制力はない。

(1) 住民に求める行動

避難情報等	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●住民に求める行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民に求める行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●住民に求める行動：命の危険直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

〔参考〕高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の参考となる情報

- 河川等の氾濫 水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる）
- 雨水出水 公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位）
- 土砂災害 濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等
（「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」ほかより）

(2) 発令要件

実施責任者	災害別	要件	根拠法令
市長(指示等)	全災害	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
水防管理者(指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事(指示等)	全災害	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき	災害対策基本法第60条
知事又はその命を受けた職員(指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
警察官(指示)	全災害	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官(指示)	全災害	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

2 非常時における発令の判断

原則として避難情報は、現地災害対策本部（市民局長）と災害対策本部（市長）が協議の上発令するが、通信が断たれた場合や緊急を要する場合は、現地災害対策本部の判断により発令できるものとする。ただし、その場合にあっては現地災害対策本部は災害対策本部との連絡確保に努め、後に災害対策本部に発令の事実を報告するものとする。なお、避難に関する情報の

発信は、河川の水位や予測降雨量、土砂災害に関する情報に加え、上下流域の状況や、ホットラインを通じた気象台の助言、防災気象情報システムの活用、河川管理者の助言、現場の巡視、通報などを参考に総合的かつ迅速に行うものとする。

3 避難情報の内容

避難情報を発令する際、以下の事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された地域名
- (2) 避難経路及び避難先
- (3) 避難時の服装、携行品
- (4) 避難行動における注意事項

対策部	本部室・現地災害対策本部
-----	--------------

第3款 警戒区域の設定

災害により住民の生命が危ぶまれる場合、市長は災害対策基本法に基づき危険のある地域を「警戒区域」に設定し、その区域への立ち入りを制限したり、禁止したり、又はその区域からの退去を命令したりできる。これらの立入制限や立入禁止、退去命令には法的な拘束力がある。また、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警戒区域は市長のほか、知事や警察官、消防職員、消防団員、自衛官も設定することができる。それぞれが警戒区域を設定するために必要とする要件は次表のとおりである。

警戒区域の設定要件

設定権者	設定の要件	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条第1項
知事	県知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法 第73条第1項
消防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条第1項
警察官	前項の場合において、市長若しくはその委任を受けて同項に規定する市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市長の職権を行うことができる。この場合において、同項に規定する市長の職権を行ったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条第2項
警察官	前項の場所においては、消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。	水防法 第21条第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	第一項の規定は、市長その他同項に規定する市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。	災害対策基本法 第63条第3項

第4款 報道機関への情報の発信

対策部は責任者を副本部長(副市長)とし、防災情報を積極的に報道機関へ提供し、住民への周知を図る。伝達手段は前1款に示すとおりであるが、本款では市が所有する情報伝達設備が麻痺した場合や大規模な災害が発生した場合の伝達手段について必要な事項を定める。

1 放送の要請

市が所有する放送伝達設備が麻痺した状況下で、緊急を要する災害対策基本法第56条の規定に基づく予報や警報、通知を伝達する必要がある場合、市長は同法第57条の規定により、基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。なお、放送の形式は放送事業者がその都度決定する。

(1) 放送要請の手続き

県が放送事業者と結ぶ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、やむを得ない場合を除き市は県を通じて要請を行う。放送の要請を行う場合は、次の事項を明らかにする必要がある。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項(連絡責任者等)

(2) 協定締結放送事業者

県と協定を結ぶ放送事業者は、日本放送協会(NHK)、ラジオ関西、サンテレビジョン、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送(ラジオ大阪)、FM802である。

2 緊急警報放送の要請

電波法施行規則第2条第1項第84条の2号に定める緊急警報信号による「緊急警報放送」は、緊急かつ多くの人命や財産に重大な影響のある災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市長が日本放送協会(NHK)に対して要請する。

(1) 緊急警報放送を要請できる事項

緊急警報放送による放送を要請できる事項は次のとおりである。

- ① 住民への警報、通知等
- ② 災害時における混乱を防止するための指示等
- ③ 知事が特に必要と認めるもの

(2) 緊急警報放送の要請手続き

県が日本放送協会と結ぶ「緊急警報放送の要請に関する覚書」に基づき、やむを得ない場合を除き市は県を通じて要請を行う。放送の要請を行う場合は、次の事項を明らかにする必要がある。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ 災害の状況(災害の種類、災害発生日時、災害の発生場所、その他)
- ⑤ その他必要な事項(連絡責任者等)

3 記者会見の開催

対策部は大規模な被害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、速やかに記者控室を兼ねる記者会見場を市役所4階の会議室に開設する。記者会見場には記者席と会見者席を設け、記者用の電源(コードリール)や資料を掲示するホワイトボードなどを準備する。

市長は住民の生命に関する情報(人的被害、行方不明者など)や住家被害、公共土木施設被害、避難所、ライフラインの状況など、その時点で把握できている情報を定時に発表する。発災直後は2、3時間ごとの定期に発表する必要がある。

会見で発表する情報の例示

初動時	応急復旧時
① 災害の発生状況	① ライフラインの被害状況と復旧見込み
② 洪水等に関する情報	② 生活必需品の供給状況
③ 災害対策本部の設置	③ 道路・交通情報
④ 安否情報	④ 医療情報
⑤ 被害状況の概要	⑤ 教育関連情報
⑥ 避難所などの情報	⑥ 災害ごみの処理方法
⑦ 救援活動の状況	⑦ 相談窓口の開設状況
⑧ 二次災害防止に関する情報	⑧ 罹災証明書、義援金関連情報
⑨ 災害応急対策の実施状況	⑨ 住宅関連情報
⑩ 医療機関の活動状況	⑩ 各種貸付、融資制度などの支援情報
⑪ 水や食料などの物資供給状況	⑪ 各種減免措置などの状況
⑫ ボランティア受入情報 等	⑫ 復興関連情報 等

対策部	本部室
-----	-----

第5款 県への報告

本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、必要に応じて新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。また、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集し、収集した画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、県へ報告する。その際、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、その際、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。

また、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

1 報告の基準

市は原則として、災害対策本部を設置したすべての災害について、県へ状況を報告する。なお、被害状況などから判断する報告の基準は次のとおりとする。

（一般基準）

- （1）災害救助法の適用基準に合致すると判断される災害
- （2）災害対策本部を設置した災害
- （3）前記（1）又は（2）に定める災害になるおそれのある災害
- （4）市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

（風水害）

- （5）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
- （6）河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（社会的影響基準）

- （7）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

（その他）

- （8）被害に対して国の特別の財政的援助を要する災害

2 報告の内容

（1）緊急報告

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、西はりま消防組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、西播磨県民局それぞれに対し報告する。

消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

- (2) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

報告すべき災害を覚知したとき、直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、「災害概況即報」の様式により把握できた範囲から逐次、西播磨県民局へ連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を西播磨県民局へ報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

- (3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で、「被害状況即報」の様式により、西播磨県民局に報告する。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

- (4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに西播磨県民局に文書で災害確定報告を行う。

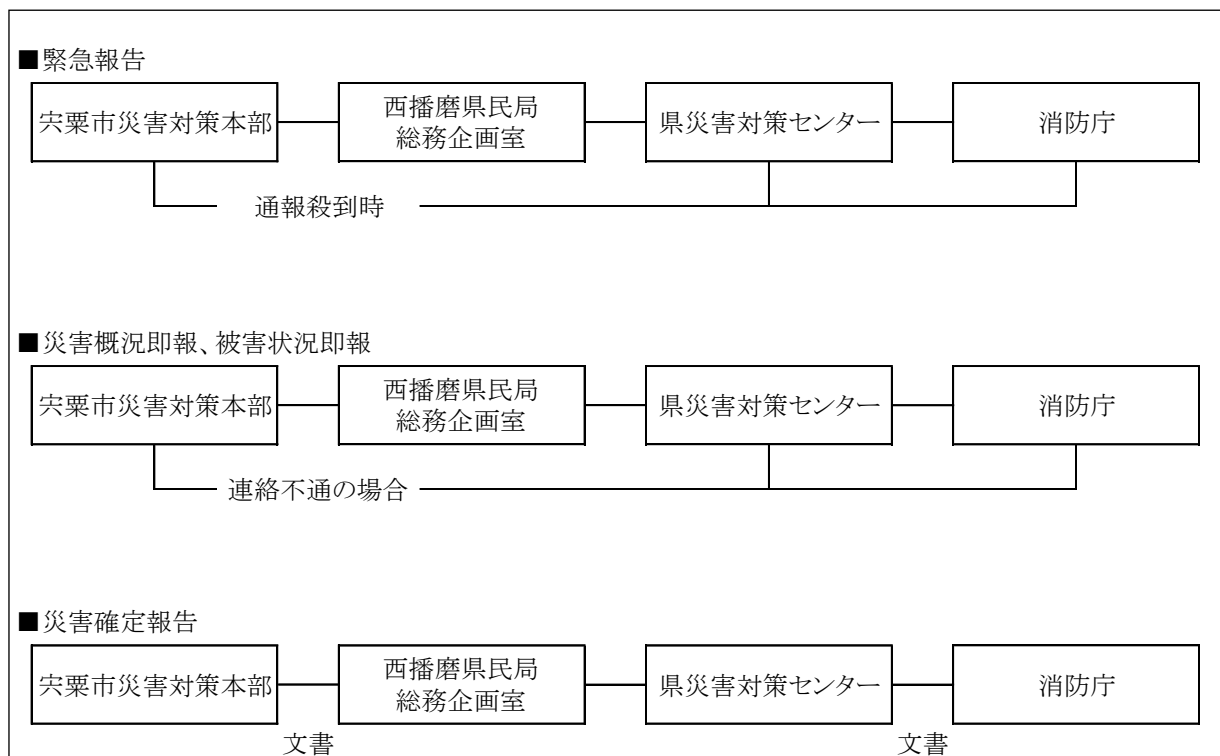
- (5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

人命救助要請や孤立集落がある場合などは、広域応援要請を行うための情報として、県への報告（要請）が必要となる。その詳細は本編第5章に示す。

3 報告の系統

被害状況の報告は原則、西播磨県民局を通じて県災害対策センター（県庁）へ行う。なお、県との通信が途絶えた場合は、消防庁応急対策室へ報告するが、この場合も県との連絡に努め、後に報告する。報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。



報告先	衛星電話	一般加入電話	F A X
西播磨県民局 総務企画室	7-15187-189-1124	0791-58-2112	0791-58-2328
兵庫県危機管理部 災害対策課	7-151-3140	078-362-9988	078-362-9911
兵庫県災害対策本部	—	—	—
消防庁応急対策室	7-048-500-9043421	03-5253-7527	03-5253-7537
消防庁休日夜間（宿直室）	7-048-500-9049101	03-5253-7777	03-5253-7553

4 報告の手段

あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。

西播磨県民局への被害状況の報告は原則、フェニックス防災システムで行う。システムが不通である場合は、一般加入電話やF A Xによるが、これらも不通である場合は、本章第1節に示す衛星電話や衛星F A X、テレビ電話をもって行う。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

対策部	本部室・総務対策部・市民生活対策部
-----	-------------------

第6款 庁内の情報共有

対策部は前1款の1「伝達すべき防災情報の種類」のうち、応急期の情報（避難者数、交通情報、ライフラインの状況、人的被害と家屋被害の状況、医療機関の状況）と復旧期の情報（被災者支援情報）を庁内ウェブや市ホームページ、館内放送などを用いて周知し、職員間で共有化する。なお、罹災台帳（罹災証明書の発行のための住宅被害調査結果をベースにした基礎資料）などの個人情報を含むものは、庁内ウェブ閲覧機能などを活用し効率的に伝達する。

第4章 住民と地域の行動

平成21年台風第9号及び平成30年7月豪雨による災害は、私たちに改めて自助と共助の必要性を認識させた。また、東日本大震災では、大堤防などの構造物に頼る防災にも限界があることが分かった。いま、私たちには、減災の考え方を主軸に災害から逃れ被害を軽減する工夫と行動が求められている。

本章では、住民と自主防災組織、消防団がとるべき行動を示す。

対策部	住民
-----	----

第1節 避難行動

大雨時の最適な避難行動は、置かれた状況に応じて異なることから、一律の行動パターンを示すことは困難である。住民一人ひとりが状況に応じて自ら判断し、適切な行動を選択する必要がある。本節では、平成21年台風第9号災害などを受け内閣府が設置した「大雨災害における避難のあり方等検討会」の報告書（平成22年3月）から、住民が参考とすべき避難行動のあり方を示す。

1 被害発生予想が可能となるような情報収集

適切な避難行動を開始するためには、被害発生予想が可能となるように、平時よりハザードマップ等により自らが居住する地域の危険度を認識するとともに、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、しーたん通信等、多様なメディアを通して、気象官署の発する予警報や地方公共団体からの防災・災害情報を幅広く収集する必要がある。

2 地域特性に応じた早期避難

土砂崩れや堤防の決壊によって家屋が流失するおそれがある地区や氾濫水の影響で家屋が浸水するおそれのある地区に居住している人は、身の安全を確保するための場所へ早期に避難しなければならない。特に、子どもや高齢者、障がいのある人など避難行動を実施する上で支援を要する要配慮者が、そうした地区に居住している場合は、確実に身の安全が確保されるよう支援者と一緒の避難行動を早期に開始されるべきである。

3 冠水時等の屋外移動の回避

夜間や激しい降雨時、道路冠水時など避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は避けるべきである。

特に流れがあり、浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水している）場所での避難行動は危険であること、流速が早い場合は浸水深20cm程度でも歩行不可能であること、浸水深が10cm程度でもマンホールや用水路等の位置が分からず転落のおそれがあり危険であることなどをふまえ、洪水等で冠水している状況下での屋外移動は極力避けなければならない。

4 垂直避難

急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になった場合には、自宅を立退き、避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、浸水による建物倒壊の危険がない場合には、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも選択肢とすべきである。

5 土砂災害からの避難

避難所へ避難する際は、がけ崩れのおそれがある斜面や土石流発生のおそれがある溪流の通過は避ける必要がある。また、土石流発生のおそれがある場合には、流れに対して直角方向にできるだけ離れること、溪流をわたって対岸に避難することは避けることなどに留意する必要がある。土砂災害の際に避難所への避難が困難な場合には、自らの命を守るために最低限必要な行動として、周囲の建物より比較的高い建物や鉄筋コンクリート等の堅固な構造物に避難すべきである。また、建物内では、2階以上、かつ、斜面と反対側の窓のない部屋に避難すべきである。

対策部	自主防災組織
-----	--------

第2節 自主防災組織の活動

大規模な災害が発生した場合、市や消防署など公助が担う救助機能を超える通報が寄せられる。自主防災組織は消防団等と連携し、要配慮者の避難支援や避難誘導、救助など、次に示す活動に当たり、地域の減災化を図る。また、「連絡員」を選任し、市に的確な対応を促すとともに、防災情報の共有化に努める。

自主防災組織の活動の例示

- 1 テレビやラジオ等による情報の収集
- 2 自らの命を守る避難行動
- 3 出火防止と初期消火
- 4 配慮者の避難支援
- 5 避難誘導
- 6 安否確認
- 7 救助活動
- 8 自宅と周辺地域の被災状況の把握
- 9 避難所での活動 など

対策部	消防団
-----	-----

第3節 消防団の活動

消防団は自主防災組織と連携し、水防活動など次に示す活動に当たり、地域の減災化を図る。また、地域の状況を随時、支団本部（災害対策本部）へ連絡し、的確な対応を促す。

消防団の活動の例示

- 1 災害防除活動（土のうの手配、土のう積み等）
- 2 地域の情報収集
- 3 市や自主防災組織との連携
- 4 要配慮者の支援
- 5 避難誘導
- 6 交通規制にかかる誘導
- 7 避難情報の伝達
- 8 救出・救助活動
- 9 平常時の応急手当の普及指導
- 10 警戒活動
- 11 広報活動 など

第5章 広域応援要請及び派遣

市単独では災害応急対策が不可能であると判断した場合、市長は様々な機関や団体に支援を要請できる。本章では次表に示す法令等に基づく要請のほか、市が結ぶ協定に基づく要請を行う場合に必要な手続きなどを示す。

法令等に定めのある応援要請

要請先	要請ができる事項	根拠法令等
指定地方行政機関の長	職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
県知事	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊法第83条第1項
	兵庫県消防防災ヘリコプターの出動要請	兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱
	緊急消防援助隊の要請	緊急消防援助隊運用要綱
	指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第1項
	他の地方公共団体の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第30条第2項
	応援の要求と応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条
	職員の派遣要請	地方自治法第252条の17
市長	応援の要求	災害対策基本法第67条
	職員の派遣要請	地方自治法第252条の17

対策部	本部室・総務対策部
-----	-----------

第1節 自衛隊の災害派遣要請

市長は災害の発生に際し、市の組織だけでは事態を収拾することができない場合、又は事態が急変し緊急を要する場合に、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の災害派遣を知事に求める。

1 自衛隊の活動範囲

市長は次表に示す応急対策に自衛隊の支援を要すると判断した場合、西播磨県民局長と宍粟警察署長に協議の上、知事に自衛隊の災害派遣を求める。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索、救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
道路や水路の障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の除去等
応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等

項目	活動内容
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯、給水及び入浴支援	被災者への炊飯、給水及び入浴支援
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（令和7年防衛省令第4号）による。
危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なもの

2 支援要請の手続き

市長は次の事項を明らかにし知事（県災害対策課、設置時は県災害対策本部）に対して自衛隊の災害派遣を要請する。なお、知事に要請ができない場合には直接、自衛隊（中部方面特科連隊）に通知することができる。この場合、後に速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

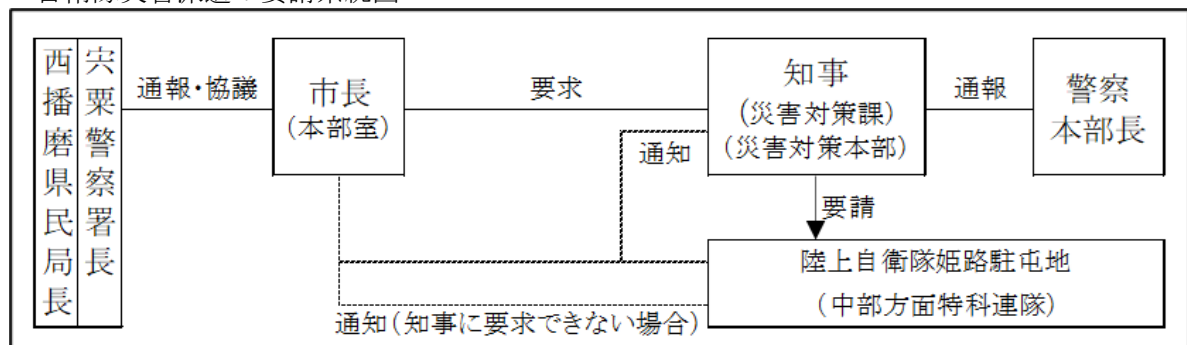
- （１）災害の状況及び派遣を要請する理由
- （２）派遣を希望する期間
- （３）派遣を希望する区域及び活動内容
- （４）要請責任者の職氏名
- （５）災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- （６）派遣地への最適経路
- （７）連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

自衛隊の出動要請先

区分	要請先	電話番号	FAX番号
勤務時間内外	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	078-362-9900	078-362-9911～9912
		7-151-3140	7-151-6380
勤務時間内	（災害対策本部未設置時） 兵庫県 災害対策課	078-362-9988	078-362-9911～9912
		7-151-5361	—
勤務時間外	（防災・危機管理班）	078-362-9900	078-362-9911～9912
		7-151-5361	—
県と不通の場合 （勤務時間内）	陸上自衛隊姫路駐屯地 中部方面特科連隊	0792-22-4001 内線：650、238	0792-22-4001 内線：239
		7-984-31～33	7-984-61
県と不通の場合 （勤務時間外）	陸上自衛隊姫路駐屯地 中部方面特科連隊	0792-22-4001 内線：302(当直司令)	0792-22-4001 内線：398
		7-984-31～33	7-984-61

※下段は兵庫衛星ネットワークの専用番号

自衛隊災害派遣の要請系統図



3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。なお、この場合にはできる限り早急に知事に連絡し、所要の手続きをとるものとする。自主派遣の判断基準は次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4 受入体制と準備

本部室は自衛隊の応急対策が迅速かつ効果的に実施できるように、次の事項についてあらかじめ体制を整える。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者と連絡方法の確認
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、又はキャンプ設営適地（小中高等学校グラウンドやスポーツ施設）などの受入拠点の準備と活用するヘリコプター臨時離着陸場適地（第2編第2章第5節）の決定

5 撤収の要請

市長は作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、知事に自衛隊の撤収の要請を行う。

6 経費の負担区分

自衛隊が救援活動に要した次の経費は、原則として市が負担するものとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借り上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係るものを除く。）

対策部	本部室・西はりま消防組合
-----	--------------

第2節 消防防災ヘリコプターの出動要請

災害による被害を最小限に抑えるため、市長は県が運航する消防防災ヘリコプターによる救助を要請する。なお、同ヘリコプターの運航は原則、夜明けから日没までの間に限られる。

1 消防防災ヘリコプターの活動範囲

- (1) 救急活動
 - ① 医師の同乗による緊急患者の搬送及び病院への搬送
 - ② 緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送
- (2) 救助活動
被災者の捜索及び救助
- (3) 災害応急対策活動
 - ① 災害等の状況把握並びに監視
 - ② 緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送

- (4) 火災防御活動
- (5) 情報収集活動

2 支援要請の手続き

消防防災ヘリコプターの出動要請は、西はりま消防組合を介し「兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき行う。西はりま消防組合は、次に示す事項を明らかにした上で、兵庫県消防防災航空隊へ緊急出動を要請し、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運行要請書を県（消防防災航空隊）へ提出する。なお、県災害対策本部が設置された場合は、同組合を通じて出動要請を行う。

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要な事項

消防防災ヘリコプターの出動要請先

区分	要請先	電話番号(昼間)	FAX番号(昼間)
県災害対策本部非設置時	西はりま消防組合	0791-76-7300	0791-72-7119
県災害対策本部設置時	兵庫県災害対策本部事務局	078-362-9900	078-362-9911

※市から要請した場合、西はりま消防組合に連絡することとする。（場外離着陸場の警戒が必要）

要請者において措置する事項

1	離着陸場の選定
2	離着陸場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

3 受入体制と準備

対策部は消防防災ヘリコプターの受入に当たり、次の事項についてあらかじめ体制を整える。

- (1) 患者が離着陸場に至るまでの交通手段を確保する。
- (2) 着陸すべき場所に適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行う。
- (3) 現地責任者を離着陸場に待機させ、必要に応じ機長との連絡にあたる。
- (4) 緊急輸送の場合、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。
- (5) 活用するヘリコプター臨時離着陸場適地（第2編第2章第5節、本編第6章第4節）と可能である場合はGPSによるヘリコプター駐機地点とホイスト昇降地点を明らかにする。

対策部	本部室・西はりま消防組合
-----	--------------

第3節 緊急消防援助隊の要請

市長が災害の状況や市の消防力、県内の消防応援力だけでは十分な対応がとれないと判断した場合は、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合には直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

緊急消防援助隊の出動要請先

区分	要請先	電話番号	FAX番号
平日の昼間	兵庫県危機管理部 消防保安課	078-362-9824	078-362-9915
		7-151-3417	7-151-6384
休日と夜間	兵庫県災害対策センター（宿日直）	078-362-9900	—
		7-151-5361	—

※下段は兵庫衛星ネットワークの専用番号

第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣

市単独での災害応急対策が困難である場合、市長は法令に基づき国の指定地方行政機関や県、市町村の応援を求めることができる。本節では、これら法令に基づく要請や市が結ぶ協定に基づく要請を行うために必要な手続きを示す。

対策部	本部室・総務対策部
-----	-----------

第1款 指定地方行政機関に対する応援要請

市長は災害対策基本法第29条第2項に基づき、必要がある場合は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条第1項に基づき、知事に指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求めることができる。これらの派遣の要請やあつせんを求める場合は、災害対策基本法施行令第15条及び第16条の規定により、次の事項を記載した文書をもって行う必要がある。

- 1 派遣を要請する文書に記載する事項
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を要請する期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣に必要な事項
- 2 派遣のあつせんを求める文書に記載する事項
 - (1) 派遣のあつせんを求める理由
 - (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣のあつせんを求める期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

対策部	本部室・総務対策部・市民生活対策部・土木水道対策部・公立中央総合病院
-----	------------------------------------

第2款 国や県、市町村間の協定に基づく応援要請及び派遣

市が他の市町村などと結ぶ協定は、次表のとおりである。市長が必要と認める場合、これらの協定を活用する。なお、応援要請を行うに当たっては、食料や宿泊所の確保を応援側で手配するよう依頼するとともに、次に示す事項を伝達する必要がある。

1 国県や市町村間で結ぶ協定（消防署の業務を除く）

名称	主な内容	締結相手	要請先
兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	赤穂市、上郡町、佐用町、備前市、美作市、西粟倉村	各市町村防災担当課
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	西播磨5市6町	姫路市 危機管理室
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	県、県内全市町	西播磨県民局総務企画室 兵庫県災害対策本部
災害時相互応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	八頭町、若桜町	各町防災担当課
播磨広域連携防災協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	播磨地域13市9町	連絡主管：姫路市 連絡副主管：たつの市
災害時相互応援協定	1 資器材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	千葉県匝瑳市	匝瑳市
兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時相互支援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	上郡町、佐用町、美作市、西粟倉村、智頭町	各市町村防災担当課
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	1 応急給水作業 2 応急復旧工事 3 資機材、車両等の提供	県、県内市町、県内水道企業団、日水協県支部、県簡水協会	西磨ブロック代表市町
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	1 資機材の提供 2 職員の派遣 3 焼却、破砕等の中間処理	県、県内市町、一部事務組合	西播磨県民局 環境課 若しくは近隣市町
災害時等の応援に関する申し合わせ	1 情報収集（情報連絡員リエゾン派遣、ヘリコプターの活用） 2 職員、専門家の派遣 3 通信機器の提供 4 災害対策用機械の提供	国土交通省 近畿地方整備局	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
災害時の協力に関する覚書	1 被害情報の収集・伝達 2 災害時の食料等の調達及び備蓄品の提供 3 避難場所の提供及び公有地の使用	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	—
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	1 医療救護チームの派遣 2 患者の受入れ 3 医師や看護師、医療技術職員、事務職員の派遣 4 応急医薬品等の提供	（神戸市）、（兵庫県）西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、（公立豊岡病院組合管理者）、（公立八鹿病院組合管理者）	1 公立神崎総合病院 2 相生市民病院
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立伊和高等学校	県立伊和高等学校
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立千種高等学校	県立千種高等学校
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立山崎高等学校	県立山崎高等学校

名称	主な内容	締結相手	要請先
新型コロナウイルス濃厚接触者専用避難所に関する覚書	感染症等の濃厚接触者等に関する専用避難所	県立山崎高等学校	県立山崎高等学校

2 応援を要請する場合に明らかにする事項

- (1) 被害の状況と応援を求める理由
- (2) 希望する物資や資機材の品名と数量
- (3) 派遣を希望する職員の職種と必要人員
- (4) 応援の場所とその経路
- (5) 応援を必要とする期間 など

3 応援職員等の拠点確保

応援職員等の受入れの際には、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

対策部	本部室・土木水道対策部・産業対策部・教育対策部
-----	-------------------------

第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請

市が民間事業者等と結ぶ協定は次表のとおりである。市長が必要と認める場合、これらの協定を活用する。

民間事業者等との協定

名称	主な内容	締結相手	要請先
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	NTT西日本株式会社 兵庫支店	NTT西日本株式会社 兵庫支店
災害時における応急対策業務に関する協定	1 河川決壊を防ぐための築堤、土のう積 2 道路の障害物除去、仮ガードレールの設置 3 市が必要とする応急作業	宍粟防災組合	同組合会長
災害時における緊急測量業務等に関する協定	1 復旧工法の検討に必要な測量作業 2 被災状況の写真撮影 3 市が必要とする緊急測量作業	宍粟市測量・設計災害対策協力会	同協会会長
災害に係る情報発信等に関する協定	1 ヤフーサービス上への市ホームページキャッシュサイトの掲載 2 避難情報、避難所状況等のヤフーサービス	ヤフー株式会社	ヤフー株式会社 ソーシャルアクション室
災害時等における相互協力に関する協定	1 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援 2 資機材及び物資の提供 3 敷地、施設の提供 4 緊急開口部を活用した緊急車両の通行	NEXCO西日本関西支社福崎管理事務所	同事務所長
覚書(テレビ再放送サービスに関する覚書)	指定避難所でのテレビ再放送サービス	姫路ケーブルテレビ株式会社	姫路ケーブルテレビ株式会社

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	1 電力設備の復旧のための優先的な道路啓開の実施 2 道路啓開にあたり障害となる電力設備の適切な処置	関西電力送配電株式会社	関西電力送配電株式会社
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	兵庫県自動車整備振興会西播北支部	同会西播北支部長
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	(株) 八木木材	(株) 八木木材
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	(株) 宮辻造林	(株) 宮辻造林
災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定	食料品、日用品の供給と運搬	マックスバリュ西日本(株)	同社各店舗
災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	1 食料品、日用品の供給と運搬 2 避難場所(駐車場)の提供	山崎商業開発(株) イオン(株)西日本カンパニー	山崎商業開発(株) イオン山崎店
災害時等における「山崎町」と「山崎町区内郵便局」との相互協力に関する覚書	被害、避難情報の提供	山崎町区内郵便局代表 播磨山崎郵便局	同左
播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	1 災害時における相互協力 2 地域見守り支援 3 不法投棄の情報提供 4 道路損傷等による危険個所の情報提供 5 その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること	播磨広域連携協議会(姫路市、加古川市、たつの市、小野市、高砂市、西脇市、三木市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、稲美町、播磨町、多可町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町)、日本郵便株式会社近畿支社	日本郵便(株)
緊急時における生活物資の確保に関する協定	食料品、日用品の確保と供給	生活協同組合コープこうべ	第6地区本部長
災害時における物資供給に関する協定書	作業用品、日用品の確保と供給	NPO法人コメリ災害対策センター	(株)コメリ
災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書	段ボールベッド、段ボール製品の確保と供給	山崎紙器(株) セツカートン(株)	山崎紙器(株) セツカートン(株)
災害時等における救助用物資の供給等に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	ゴダイ (株)	ゴダイ (株) 管理本部本部長
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	(株)ナフコ	(株)ナフコ
災害時における救援物資の輸送等に関する協定	救援物資の輸送等	一般社団法人兵庫県トラック協会	一般社団法人兵庫県トラック協会
災害時における物資供給(ユニットハウス等)に関する協定	避難所等へのユニットハウス等の供給、運搬	三協フロンテア(株)	三協フロンテア(株)
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	住宅地図の貸与と地図複製利用許可、地図製品の供給	(株)ゼンリン	(株)ゼンリン
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給	株式会社ナンバホームセンター	株式会社ナンバホームセンター

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正栄会、社会福祉法人正久福祉会、社会福祉法人波賀の里、社会福祉法人千種会、医療法人社団翠輝会、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会、社会福祉法人恩徳福祉会、株式会社すまいる、医療法人社団山中医院、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	各施設
災害時における施設利用支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	有限会社伊沢の里 播磨いちのみや株式会社 宍粟メイプル株式会社	各運営事業者
災害時における宍粟市と宍粟市社会福祉協議会のボランティア活動等に関する協定書	災害ボランティアセンターの開設、運営	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会
災害時におけるボランティア支援に関する協定	ボランティアへの資機材等の提供	山崎ライオンズクラブ	同会会長
災害時におけるＬＰガス等支援協力に関する協定書	ＬＰガス及び燃焼機器等の機材の優先的供給、運搬	一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会西播東支部	一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会西播東支部
災害時における支援協力に関する協定	1 緊急通行車両等への優先的給油 2 給油取扱所を一時休憩所として水道水及びトイレの提供 3 避難所へ石油類燃料を可能な限り優先的に供給	兵庫県石油商業組合	兵庫県石油商業組合
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	行政書士による被災支援の相談窓口の設置	兵庫県行政書士会	兵庫県行政書士会
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	1 相続に関する相談 2 不動産登記及び商業、法人登記に関する相談 3 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 4 成年後見制度に関する相談 5 その他司法書士に定める業務に関する相談	兵庫県司法書士会	兵庫県司法書士会
災害時における連携協力に関する協定	1 被災者に対する弁護士による相談 2 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供	兵庫県弁護士会	兵庫県弁護士会

名称	主な内容	締結相手	要請先
災害時における医療救護活動に関する協定	1 傷病者に対する応急措置 2 トリアージ 3 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定 4 軽症患者、搬送困難な患者等に対する医療 5 死亡の確認 6 その他医療救護活動に関すること	宍粟市医師会	同会会長
災害時における医療救護活動に関する協定	1 市が設置する救護所での医師の処方に基づく調剤及び服薬指導 2 救護所における医薬品等の供給管理 3 衣料品等集積所における医薬品等の仕分け及び管理 4 災害医療救護班長（責任者）が指示する事項 5 その他医療救護活動に関すること	兵庫県薬剤師会西播支部 宍粟市薬剤師会	同会会長
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	1 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置 2 救護所及び避難所等における歯科巡回診療等の実施 3 その他歯科医療救護活動に関すること	宍粟市歯科医師会	同会会長
災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	1 災害発生時現場等の被災状況の把握 2 被災者の捜索 3 物資の運搬	(株)エアーストジャパン (株)ドリームクエスト	(株)エアーストジャパン (株)ドリームクエスト
災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設	一般社団法人日本ムービングハウス協会 株式会社S I C	一般社団法人日本ムービングハウス協会 株式会社S I C
災害時における施設利用等支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	株式会社ビーバーレコード 社会福祉法人はなむらさき	各運営事業者

対策部	本部室・健康福祉対策部・社会福祉協議会
-----	---------------------

第5節 災害ボランティアの要請と受入れ

ボランティア活動は、被災した住民の生活の安定と再建に重要な役割を担う。発災時に広くボランティアの協力を得るためには、対策部内の連携による活動環境やボランティアの受入体制を整えることが重要である。本節ではボランティア活動が、円滑に行われるために必要な対策について定める。

1 災害ボランティアセンターの開設

対策部は被害状況などから、災害ボランティアセンターの要否を判断する。開設が必要な場合、健康福祉対策部は社会福祉協議会にセンターの開設を要請する。社会福祉協議会は、健康福祉対策部などから寄せられた被害状況をもとに、原則として被災地に隣接する支部に地域災害ボランティアセンターを、本部に宍粟市災害ボランティアセンターを開設するものとする。ただし、市全域に被害が生じた場合などについては、各支部が独立してセンターを運営することも検討が必要である。なお、健康福祉対策部は必要に応じて調整を行う職員と運営資機材をセンターに提供し、開設を支援するものとする。

感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し、感染症予防措置の周知徹底を図る。

(1) 宍粟市災害ボランティアセンターの役割

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、市全域のボランティアニーズの総合調整を行う。

(2) 地域災害ボランティアセンターの役割

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

2 スタッフの確保

大規模な災害により、センターの運営スタッフが不足する場合、対策部は日本赤十字社兵庫県支部や他市町社会福祉協議会の職員の派遣を要請する。また、市内で運営ボランティアを募ることも検討する。

3 センターが担う業務

社会福祉協議会はセンターの開設にあわせ、次の業務を行うものとする。

- (1) 道路案内看板の設置（主要道路）
- (2) 被災者ニーズの把握
- (3) ボランティアの募集
- (4) ボランティアの受入れと保険加入手続き
- (5) ボランティアと支援を必要とする住民とのコーディネート
- (6) 被災状況の把握と市役所等への情報提供、支援要請
- (7) 障がいのある人や高齢者などの要配慮者の状況確認
- (8) その他、被災状況や時期により必要と認められるもの

4 ボランティアの募集方法

社会福祉協議会は、被害規模に応じてボランティアを市内のみで募集するか、広域で募集するかを判断する。市内のみで募る場合はその旨をホームページで告知するとともに、しーたん通信などを活用し周知する。広域で募る場合は、ホームページに募集記事を掲示するとともに報道機関などを活用し周知する。なお、どちらの場合においても、市と社会福祉協議会のホームページの連携が必要である。ボランティアの募集に当たり、社会福祉協議会と健康福祉対策部がそれぞれのホームページに掲示すべき事項は次のとおりである。

(1) ホームページに明記する事項

- ① 必要とするボランティアの種類
- ② 活動場所
- ③ 個人で準備する物品
- ④ 活動にかかる注意事項
- ⑤ ボランティア保険の個人加入の要否
- ⑥ センターの連絡先

(2) 募集に当たり注意が必要な事項

- ① 被災者のニーズは時期により変化する。また、交通路の断絶などで被災地へ派遣できない場合もあるため、必要とする活動や人数を正確に発信する必要がある。
- ② ボランティアは休日に集中し、平日に不足する傾向がある。平日に活動できるボランティアのみを募集することも検討する。

(3) 各機関との調整

被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りするNPO・NGO等被災者援護協力団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

第6章 被災者の応急救助

本章では、被災した住民やそのおそれのある住民を救援するために必要な法的手続きや避難対策、救護対策など、おおむね応急期に実施する対策を示す。

対策部	全対策部
-----	------

第1節 災害救助法による救助

災害救助法は生活の糧を奪われた被災者を応急的に救うための法律で、基準を超える被害が生じた場合に知事が適用する。この場合、同法による救助には知事があたり、市長はこの補助を行うことになるが、現地での対策は知事から委任を受けた市長があたることになる。

1 適用基準

災害救助法は原因が同一の災害による被災者が救助を要する状態にあり、次表の基準のいずれかに該当する場合に適用される。なお、人口要件は直近の国勢調査確定値（宍粟市が3万人以上5万人未満、兵庫県が3百万人以上）が用いられる。

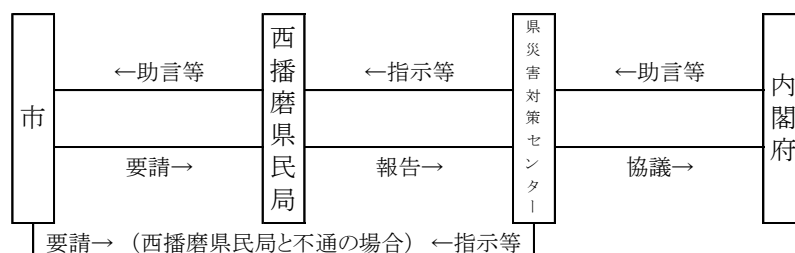
災害救助法の適用基準	根拠
住家の滅失が市内に60世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第1号
住家の滅失が県内に2,500世帯以上、かつ市内に30世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第2号
住家の滅失が県内に12,000世帯以上あるとき	災害救助法施行令第1条第1項第3号の前段
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情※1がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき ※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第1条）	災害救助法施行令第1条第1項第3号の後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準※2に該当するとき ※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第1号） ※ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第2号）	災害救助法施行令第1条第1項第4号

備考1 半壊と半焼は2世帯で1滅失、床上浸水は3世帯で1滅失

備考2 令和2年国勢調査確定値は市内が34,819人、県内が5,465,002人

2 適用手続き

前1の基準に該当する見込みがある場合、対策部は西播磨県民局（総務企画室）へ被害状況の報告と災害救助法の適用を要請する。なお、西播磨県民局への伝達系統が断たれた場合は、県災害対策センター（災害対策課）に行く。



3 救助の実施

地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

4 救助の内容

災害救助法による救助の種類とその実施期間は、次表のとおりである。知事は救助を実施するとともに、その一部を市長に委任する。市長は救助の補助にあたりとともに、委任のあった救助を実施する。

災害救助法による救助の種類

種類	実施期間（延長可）	市の対策部
避難所の設置	原則7日以内	教育対策部
応急仮設住宅の供与	原則20日以内に着工	土木水道対策部
炊き出しその他による食品の給与	原則7日以内	教育対策部
飲料水の供給	原則7日以内	土木水道対策部
被服、寝具その他生活必需品の提供又は貸与	原則10日以内	教育対策部
医療及び助産	原則14日以内 原則分娩の日から7日以内	健康福祉対策部 公立安栗総合病院
被災者の救出	原則3日以内	西はりま消防組合
被災した住宅の応急修理	原則1か月以内	土木水道対策部
学用品の給与	原則教科書等1か月以内 原則文房具等15日以内	教育対策部
埋葬	原則10日以内	市民生活対策部
遺体の搜索	原則10日以内	本部室（消防団） 総務対策部
遺体の処理	原則10日以内	市民生活対策部
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	原則10日以内	土木水道対策部

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載しているが、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することとする。

6 実施期間の延長

市長は前4に示す実施期間で救助を実施することが困難であると判断する場合は、知事に期間の延長を要請する。

第2節 避難対策

市が防災体制下で発する避難情報の発令から避難所の開設に至るまでの避難対策について、必要な事項を示す。

対策部	住民・自主防災組織・消防団
-----	---------------

第1款 避難と避難誘導

市は本編第2章第1節に示す防災体制の判断基準に基づき、避難情報を住民へ伝達する。住民は早めの避難行動を心がけるとともに、本編第4章に示す「避難行動のあり方」をふまえた行動をとるものとする。自主防災組織と消防団、避難支援等関係者は連携して避難誘導にあたるとともに、要配慮者の避難を支援する。職員は避難誘導には原則あたらず、自助と共助による避難行動を支援する。なお、市は消防団員でもある職員は原則、消防団員としての活動を優先する配備を計画するものとする。

避難行動の手順

- 1 電気のブレーカーを落とす（通電火災を防ぐ）
- 2 戸締りをする
- 3 非常持出品を入れたリュックサックを背負う
- 4 状況に応じ荷物は最小限にする
- 5 避難行動のあり方（第4章）をふまえ早期に行動する
- 6 避難は原則、徒歩で行うが、自動車を利用せざるを得ない場合は特に早期に行動する
- 7 高齢者や子どもなどの要配慮者を介助する
- 8 家族とともに事前に打ち合わせた避難場所へ避難する
- 9 自主防災組織などが決めた集合場所があればそこへ集合する

対策部	本部室・教育対策部・避難所担当職員・小中高等学校・健康福祉対策部
-----	----------------------------------

第2款 避難所の開設と運営

市長は事前に指定する避難所から必要な避難所を選定し、開設を指示する。職員配備計画に示す避難所担当職員は、しそ防ネットを通じてメールで配信される避難所開設指令（警戒期のおおむね1号～2号配備の時期）を受け、直ちに避難所を開設するとともに、避難者の受入れにあたる。なお、市長は被害の状況に応じて、事前に指定する避難所のほか、自治会施設や民間施設に協力を求め、これらの施設の中から、事後に避難所を指定することができる。

1 指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる施設 (◎災害の種別や程度によって開設できない場合もある)

番号	校区	指定避難所	収容 人員 (人)	洪水時	河川氾濫時の浸水想定深	土砂災害警戒 区域	地震時	大規模 火災時
1	山崎西中	山崎小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
2		山崎西中学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
3		宍粟防災センター	100	○	－	－	○	×
4		県立山崎高等学校	200	○	－	該当	○	○
5		相生学院宍粟校（旧土万小学校）	100	○	－	－	○	○
6		山崎西小学校	200	○	－	該当	○	○
7	山崎南中	山崎南小学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
8		山崎南中学校	200	△	3.0～5.0m	－	○	○
9		旧戸原小学校	100	△	3.0～5.0m	該当	○	○
10	山崎東中	河東小学校	200	△	5.0～10.0m	該当	○	○
11		神野小学校	200	△	3.0～5.0m	該当	○	○
12		山崎東中学校	200	○	－	該当	○	○
13		薦沢小学校	100	○	－	該当	○	○
14		旧都多小学校	100	△	0.5～3.0m	該当	○	○
15		生涯学習センター学遊館	100	△	0.5m未満	該当	○	○
16		一宮南中	はりま一宮小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○
17	一宮南中学校		200	△	0.5～3.0m	－	○	○
18	スポニックパーク一宮		200	○	－	－	○	○
19	県立伊和高等学校		200	△	3.0～5.0m	－	○	○
20	県立森林大学校（旧染河内小学校）		100	○	－	該当	○	○
21	一宮北中	旧下三方小学校	100	○	－	該当	○	○
22		一宮北中学校	200	△	0.5～3.0m	該当	○	○
23		ゲストハウス繁盛校（旧繁盛小学校）	100	△	0.5～3.0m	－	○	○
24	波賀中	波賀中学校	200	△	0.5～3.0m	該当	○	○
25		波賀小学校	200	○	－	該当	○	○
26		波賀B＆G海洋センター	100	△	5.0～10.0m	該当	○	○
27		旧野原小学校	100	△	5.0～10.0m	－	○	○
28	千種中	千種小学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
29		千種中学校	200	○	－	－	○	○
30		県立千種高等学校	200	△	0.5～3.0m	－	○	○
合　　計			4,900					

○：使用可 △：状況により使用可 ×：使用不可

2 指定緊急避難場所

公園・広場等

番号	指定避難場所	収容 人員 (人)	洪水時	河川氾濫時の浸水想定深	土砂災害警戒 区域	地震時	大規模 火災時
1	夢公園	—	×	5.0～10.0m	—	○	○
2	本多公園グラウンド	—	×	5.0～10.0m	—	○	○
3	城の子公園	—	×	3.0～5.0m	—	○	○
4	かみかわ緑地公園	—	×	3.0～5.0m	—	○	○
5	神野運動公園	—	×	0.5～3.0m	該当	○	○
6	山崎スポーツセンター	—	×	0.5～3.0m	該当	○	○
7	土万運動公園	—	×	0.5m未満	—	○	○
8	菅野防災広場	—	×	0.5～3.0m	—	○	○
9	御形公園広場	—	×	0.5～3.0m	—	○	○
10	家原遺跡公園	—	○	—	—	○	○
11	みかた四季公園	—	○	—	該当	○	○
12	波賀総合スポーツ公園	—	×	3.0～5.0m	該当	○	○
13	波賀市民グラウンド	—	○	—	—	○	○
14	エーガイヤ屋内運動施設	—	×	0.5～3.0m	—	○	○

◎地震及び大規模火災時においては公園や野球場、学校のグラウンド等を指定する。

3 開設基準

地域防災拠点（市役所本庁舎、各市民協働センター、三方町出張所）の管轄範囲を単位として、市長が次表に示す基準をもとに指定避難所の開設を指示する。必要に応じて個別に開設することもあるが、避難所開設の遅れが避難行動に支障を生じさせるおそれもあることから、原則として地域防災拠点を単位として、同時期一斉に開設するものとする。また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。なお、判断は開設基準のほか、神戸地方気象台の助言や現場の巡視、自主防災組織や消防団の通報などをもとに総合的に行う。市の防災体制は本編第2章第1節に示す「防災体制の判断基準」による。

指定避難所の開設基準（原則として地域防災拠点を単位とする）

開設する避難所	河川水位等	職員配備の状況
一部の指定避難所（中学校区に1～3か所程度）	水防団待機水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき	おおむね1号配備
全指定避難所の開設	氾濫注意水位に達するおそれがあるとき	おおむね2号配備

4 受入対象者

避難所に受入れる対象者は、次に定めるとおりとする。ただし、発災前後は条件を満たすか否かの判断が困難であるため、厳密に区分することなく受入れるものとする。

（1）災害による被災者

- ① 住家が被害を受け居住の場所を失った人
- ② 災害に遭遇し避難が必要な旅行者
- ③ 道路等が通行できず帰宅できない人

（2）災害により被害を受けるおそれがある人

- ① 避難情報等の発令のある区域の人
- ② 緊急に避難する必要のある人

5 教職員等の応援

市立小中学校の教職員等は、災害対策本部の要請に基づき、市の避難所担当職員の補助にあたる。なお、市の避難所担当職員に事故があるときは、避難所の開設と運営に自らあたるものとする。

6 開設期間の延長

避難所の開設期間はおおむね7日以内とするが、被害の状況や避難者数等を考慮し、県と協議の上開設期間を延長する。

7 避難所の開設

避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。

避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやしーたん通信、市公式SNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

8 避難所の開設手順

避難所担当職員と小中学校の協力職員は、次の手順で避難所を開設するものとする。なお、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

順	項目	内容
1	事前準備	災害対策本部から開設指令がある前に、携帯電話の充電を完了させるとともに、「避難所開設・運営マニュアル（各様式含む）」、筆記具、懐中電灯、携帯電話充電器などを準備し、リュックサックなどで携行する。
2	施設の解錠と開門	門を大きく開き、敷地内のすべての照明（外灯を含む）を点灯させる。体育館などは暗幕カーテンを開き、夜間でも避難経路が明るく照らされるようにする。
3	避難者への協力要請	避難者に対して協力を呼びかけ、手分けして開設準備にあたる。
4	施設の安全確認	建物と周囲に異常がないかを目視で確認する。柱や壁、周囲の崖に亀裂があるなど、危険な要素がある場合は、他の避難所へ移動させるなどの措置を検討するとともに、本部室（現地災害対策本部）へその旨を連絡する。
5	開設の報告	開設準備が整えば、本部室（現地災害対策本部）へ報告する。また、避難所までの経路に危険な箇所があった場合にはその旨もあわせて連絡する。
6	避難者の受入れ	高齢者や障がいのある人などの要配慮者を優先して避難所へ誘導するとともに、世帯ごとに避難者名簿を配付し記入を依頼する。
7	避難者数の報告	世帯から回収した避難者名簿をもとに、避難者数を集計する。初動期における本部室（現地災害対策本部）への報告は、開設直後から1時間おきに行う。翌日からは本部室が指定する時刻（おおむね1日1回）に報告する。なお、避難者の中に治療を要する人がある場合は、本部室へ救援を要請する。
8	居住組（班）の編成	共同生活を行う単位となる居住組（班）を編成する。原則として隣保を1つの単位とし、それぞれ組（班）長を選出する。避難生活が続く場合、居住組がリーダーの選出や避難所のルール作りに役立つ。なお、旅行者などの地域外の人はまとめて一つの居住組とする。
9	居住場所の割当	居住組ごとに居住場所を割り振る。高齢者や障がいのある人、妊婦や乳幼児などは、施設の1階にある和室や空調設備の整った部屋を優先して割り振る。
10	避難所運営委員会の設置	住民による運営が行えるよう居住組の組長からなる避難所運営委員会を設置し、リーダーを選出する。発災直後は1日1回、夕食時に開き前夜の会議以降に生じた問題点について協議する。はじめの会議では、避難所の基本的なルール作りや各班の役割、災害対策本部への要請事項などが議題となる。
11	購入物品の記録	避難所で独自に購入した生活用品などは、後に災害対策本部から代金を支払うため、購入物品の記録を残すようにする。様式は「避難所開設・運営マニュアル」に示す。
12	支援物資の記録	避難所へ直接的に提供のあった支援物資などは、物品名や数量、提供者の住所、氏名、連絡先などを記録する。

9 感染症対策

避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入に当たっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

避難所運営に当たっては、感染症予防のための手洗い・うがいの徹底や清掃等の衛生対策に努める。また、含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理課と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

10 女性及び要配慮者への配慮

要配慮者や子育て家庭、こども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

女性のニーズ例

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり 等

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

11 仮設トイレの確保

避難所施設内のトイレが使用できない場合、教育対策部はその復旧措置を図るとともに、応急仮設トイレの設置を市民生活対策部へ要請する。なお困難が続く場合は、県に仮設トイレの確保を要請する。

12 入浴対策

避難生活が長期に及ぶ場合、教育対策部は指定避難所に仮設風呂と洗濯機の設置を進めるものとする。なお、応急的な入浴対策は、官民入浴施設の開放や自衛隊への協力要請により行う。

13 生活環境対策

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

14 大災害における措置

大規模な災害により市内の施設では被災者を収容できない場合には、隣接市町の施設の利用について、県に要請するものとする。この場合、被災者を輸送する手段についてもあわせて検討する。

15 福祉避難所の開設

一般の指定避難所は、必ずしも高齢者や障がいのある人、妊産婦に配慮した構造ではないほか、常に介助を要する人にとっては避難生活を続けることが困難な場所である。これらの住民には、それぞれの特性に応じた専用の避難所である福祉避難所の開設が必要となる。健康福祉対策部は被害の程度や教育対策部の要請に応じて、福祉避難所を開設する。なお、事前に指定する福祉避難所は次に示すとおりであるが、必要に応じて民間の高齢者福祉施設や社会福祉施設に受入れを求めるなどの措置も必要となる。

(1) 市が事前に指定する福祉避難所

地域	施設名	収容人数	浸水想定深	土砂災害警戒区域
山崎地域	宍粟防災センター3階、4階	60人	—	—
一宮地域	一宮市民協働センター	15人	5.0m～10.0m	該当
波賀地域	波賀市民協働センター	50人	0.5m～3.0m	—
千種地域	千種保健福祉センター	20人	0.5m～3.0m	—

(2) 市との災害応援協定に基づき指定する福祉避難所

地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域
山崎地域	特別養護老人ホームありがとう	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	養護老人ホームだんだん	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	特別養護老人ホームやまさき白寿園	0.5m～3.0m	該当
山崎地域	特別養護老人ホームしそうの杜	3.0m～5.0m	—
山崎地域	グループホームやまなか	—	—
山崎地域	小規模多機能型居宅介護施設すまいる	5.0m～10.0m	該当
山崎地域	しそう自立の家	0.5m～3.0m	—
山崎地域	特別養護老人ホーム山崎まどか園	—	—
一宮地域	グループホームまどか園	—	該当
一宮地域	はりま自立の家	—	該当
一宮地域	やすらぎ介護センター	5.0m～10.0m	該当
波賀地域	特別養護老人ホームかえで園	—	該当
波賀地域	老人保健施設むつみ園	—	該当
波賀地域	グループホームささゆり	0.5m～3.0m	—
千種地域	特別養護老人ホームちくさの郷	—	—

(3) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの配慮を必要とする人とする。なお、一時的な避難については、通常の指定避難所に避難を求め、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(4) 福祉避難所の支援要請

健康福祉対策部は、前(1)に定めるもののほか、民間施設に協力を求め、福祉避難所を開設する。なお、市内の施設だけでは対応が困難な場合は、県や他の市町村に受入れを要請する。この場合の要請は、前第5章「広域応援要請及び派遣」に基づき、本部室が行う。

16 要配慮者への配慮

(1) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(2) 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

(3) 食料、生活必需品の供給

市は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

(4) 福祉サービスの提供

市は、県と連携し、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障がいのある人等に対して、

ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス及び障がい福祉サービスの利用が可能であることに留意する。

(5) 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障がいのある人等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

17 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースを避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

18 広域避難・広域一時滞在

(1) 県内における広域避難及び広域一時滞在

① 本市が被災した場合

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを直接協議することができる。

また、県に対し、広域避難又は広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在有に関する事項について助言を求める。

② 協議を受けた場合

協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

(2) 県外における広域避難及び広域一時滞在

① 本市が被災した場合

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れを協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

② 協議を受けた場合

協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

対策部	市民生活対策部・県・避難所担当者
-----	------------------

第3款 愛玩動物の対策

1 放置された愛玩動物の対応

市民生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。必要に応じ獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。

2 避難所等における愛玩動物の対応

指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。市は、必要に応じ、家庭動物のためのスペース及び資材を確保し、動物救援本部に対し、動物の受入状況等について情報提供する。

対策部	健康福祉対策部・避難支援等関係者・民生委員・児童委員・自主防災組織・消防団
-----	---------------------------------------

第3節 要配慮者の支援

健康福祉対策部は、第2編第3章第13節の「要配慮者対策への備え」に基づき、避難行動要支援者の安否を確認の上、避難支援等関係者や自主防災組織などと連携し避難行動を支援する。本節では再度、避難行動要支援者の定義を確認するとともに、その対策を示す。

1 要配慮者と避難行動要支援者の定義

要配慮者とは適切な避難行動を一人で行うことが困難な人のことで、一般的には高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、難病患者、日本語に不慣れな外国人などのことをいう。一方で避難行動要支援者とは前述の要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、自力で避難することが困難な人をいう。市は真に支援を要する避難行動要支援者を次のとおり定義し、重点的に避難対策にあたる。

市が定義する「避難行動要支援者」

生活の基盤が自宅にあり、避難時に支援を要する次の(1)～(6)の人

- (1) 要介護認定3～5
- (2) 身体障がい者手帳1、2級
- (3) 療育手帳A
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳1級
- (5) 難病認定者（県から情報提供がある人）
- (6) 市又は自主防災組織などが支援の必要性を認める人

2 避難誘導体制

健康福祉対策部は避難情報の発令状況や避難所開設状況を把握した上で、個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難誘導を行う。地域の連絡窓口は①避難支援等関係者、②民生委員・児童委員、③自主防災組織の連絡員、④自主防災組織の会長が担うものとする。不在者を想定し複数のルートを設けるが、状況に応じて一部の構成員に過度な負担をかけないように配慮する必要がある。特に自主防災組織の会長は避難行動を総括する立場にあるため、できるだけ①避難支援等関係者、若しくは②民生委員・児童委員を優先する。

なお、避難支援等関係者や自主防災組織で対応できない事態が生じた場合は、地元の消防団、若しくは消防署へ救助を要請する。

3 専門家による支援

市は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、セラピスト、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

4 外国人への情報伝達等

外国人市民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語等による情報提供、相談を行う。

(1) 外国人の被災情報の把握

県、県警察本部、外国人団体等と相互に連絡して安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。また、外国人団体等に照会してニーズを把握する。

(2) 外国人への情報提供

外国人相談窓口を開設するよう努める。

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市は、県と連携し、社会福祉施設の被害状況調査を行う。また、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

6 災害障がい者（災害で障がいを負った方）への対応

市は、県と連携し、災害で障がいを負った方の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

災害で障がいを負った方は入院等で被災地外に移動する場合があります、また、障がい固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

7 災害遺児（災害で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

(1) 災害遺児の把握と支援の実施

市は、県と連携し、災害遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

災害遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。

(2) 民間支援団体等との連携

災害遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

8 その他必要な事項

要配慮者の避難所生活に必要な対策や必要な事項は、第2編第3章第13節の「要配慮者対策への備え」に示す。

対策部	本部室・西はりま消防組合・現地災害対策本部・土木水道対策部・産業対策部
-----	-------------------------------------

第4節 孤立集落対策

土砂災害などで集落が孤立した場合に必要な応急対策を示す。なお、被害が甚大な地域ほど情報が入らないものであるため、孤立する可能性がある集落については、特に市が情報を収集するよう努める必要がある。

1 孤立可能性集落

災害により孤立するおそれがある孤立可能性集落は、次表のとおり22集落を想定している。土木水道対策部は緊急輸送道路のほか、これら集落へのアクセス道路についても巡視を強化する。なお、同集落の自主防災組織や消防団は、特にアクセス道路の状況を市へ通報するとともに、平常時から第2編第3章第8節の「家庭内備蓄の推進」に示す物資のほか、ジャッキやバール、ロープなどの救助用資機材の整備に努める必要がある。

孤立する可能性がある集落

集落名	集落のおおよその中心位置		ヘリコプターの駐機スペース				事前に想定するホイスト地点	
	緯度	経度	使用できる機種	使用条件	緯度	経度	緯度	経度
大谷	N35° 03'16.68"	E134° 31'41.99"	—	—	—	—	N35° 03'14.38"	E134° 31'34.64"
上ノ上	N35° 06'10.14"	E134° 30'09.11"	—	—	—	—	N35° 05'50.84"	E134° 30'04.57"
柿	N35° 03'30.84"	E134° 32'29.51"	小型機	災害時	N35° 03'02.52"	E134° 32'34.69"	N35° 03'02.52"	E134° 32'34.69"
三谷	N35° 01'09.24"	E134° 34'17.51"	小型機	災害時	N35° 01'04.10"	E134° 33'51.59"	N35° 01'04.10"	E134° 33'51.59"
小茅野	N35° 06'29.61"	E134° 28'53.51"	小型機	災害時	N35° 06'27.84"	E134° 29'30.88"	N35° 06'27.84"	E134° 29'30.88"
塩田	N35° 03'21.99"	E134° 28'53.51"	小型機	災害時	N35° 03'20.04"	E134° 28'53.94"	N35° 03'21.10"	E134° 28'55.02"
上ノ下の一部	N35° 04'32.79"	E134° 30'26.39"	—	—	—	—	N35° 04'31.37"	E134° 30'19.48"
深河谷	N35° 08'38.82"	E134° 35'22.31"	小型機	災害時	N35° 08'39.70"	E134° 35'22.74"	N35° 08'24.48"	E134° 35'36.78"
倉床の一部	N35° 14'46.98"	E134° 39'00.47"	—	—	—	—	N35° 14'08.21"	E134° 39'00.25"
千町	N35° 11'48.21"	E134° 41'23.03"	小型機	災害時	N35° 11'25.73"	E134° 41'05.10"	N35° 11'25.73"	E134° 41'05.10"
草木	N35° 11'19.89"	E134° 39'30.71"	小型機	災害時	N35° 11'01.48"	E134° 40'02.68"	N35° 11'01.48"	E134° 40'02.68"
福知の一部	N35° 09'39.00"	E134° 39'24.23"	—	—	—	—	N35° 09'35.46"	E134° 39'30.28"
西公文の一部	N35° 13'57.42"	E134° 36'29.27"	—	—	—	—	N35° 14'15.82"	E134° 36'21.92"
黒原の一部	N35° 12'48.39"	E134° 40'18.23"	—	—	—	—	N35° 12'58.65"	E134° 40'17.36"
河原田の一部	N35° 13'07.86"	E134° 34'56.39"	—	—	—	—	N35° 13'05.73"	E134° 34'58.98"
音水	N35° 13'45.03"	E134° 31'26.87"	—	—	—	—	N35° 13'44.67"	E134° 31'29.24"
野尻の一部	N35° 11'09.27"	E134° 31'29.03"	—	—	—	—	N35° 11'05.02"	E134° 31'23.63"
日ノ原	N35° 13'16.71"	E134° 31'44.15"	—	—	—	—	N35° 13'14.41"	E134° 31'52.14"
鹿伏の一部	N35° 15'36.54"	E134° 33'10.55"	—	—	—	—	N35° 15'35.30"	E134° 33'13.36"
岩野辺の一部	N35° 09'31.92"	E134° 29'12.95"	—	—	—	—	N35° 09'29.44"	E134° 29'09.28"
西河内の一部	N35° 12'14.76"	E134° 25'52.07"	—	—	—	—	N35° 12'10.69"	E134° 25'51.20"
七野の一部	N35° 07'47.49"	E134° 25'58.55"	—	—	—	—	N35° 07'45.01"	E134° 25'57.25"

2 ヘリコプターの出動要請

孤立集落に緊急医療が必要な患者がある場合やアクセス道路の復旧に目途が立たない場合は、本部室、又は西はりま消防組合が県消防防災ヘリコプターや自衛隊機の出動を要請する。この場合、現地の活動地点などは、GPSを利用し座標を取得する。前1の表中に示す数字は、孤立可能性集落のGPSによる位置情報のほか、同集落内に想定するヘリコプターの駐機スペースとホイスト地点を示す。現地にGPS端末がない場合は、住所のほか、表中に想定する緯度・経度を要請先に伝えるものとする。なお、ヘリコプターの出動要請手続きは、前第5章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

3 道路の啓開

土木水道対策部と産業対策部は、アクセス道路の応急復旧工事を実施し、3日以内の孤立解消をめざす。なお、応急復旧工事は市が直営で行うほか、前第5章第4節第4款に示す協定締結事業者に応援を要請し実施するものとする。

4 通信機器の確保

一般加入電話や携帯電話などの通信が断たれた場合、県消防防災ヘリコプターや自衛隊機により孤立する集落へ本編第3章第1節に示す衛星携帯電話を持ち込み、現地との通信を確保するものとする。この場合、現地集落が救助を要請する可能性もあることから、位置情報を示すGPS端末もあわせて携行する。

5 ヘリコプター臨時離着陸場適地（再掲）

市が県に登録するヘリコプター臨時離着陸場適地は次のとおりである。前1に示す駐機スペースとあわせ必要に応じて活用する。

ヘリコプター臨時離着陸場適地

番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ
西161	山崎スポーツセンター 野球場	山崎町下町1	山崎スポーツセン ター	62-1880	川崎CH-47J	90m×90m
西162	本多公園グラウンド	山崎町中井26- 1	まちづくり推進課	63-3000	川崎パートル KV-107	110m×60m
西163	かみかわ緑地公園	山崎町岸田521	住宅土地政策課	63-3000	川崎CH-47J	150m×95m
西166	スポニックパーカー宮 グラウンド	一宮町東市場 1090-3	指定管理者 同施設管理棟	72-1331	川崎パートル KV-107	120×120m 扇形
西168	伊和高等学校グラウン ド	一宮町安積 616-2	同校事務室	72-0240	川崎CH-47J	100×140m
西 播 285	家原遺跡公園	一宮町三方町 624-1	指定管理者	74-1000	川崎パートル KV-107	90m×50m
西169	波賀市民グラウンド	波賀町上野 164-6	指定管理者	75-3811	川崎CH-47J	50m×60m
西170	くるみの里グラウンド	波賀町鹿伏 175-10	指定管理者 同施設管理棟	73-0348	川崎パートル KV-107	60m×70m
西171	波賀総合スポーツ公園	波賀町有賀97- 1	指定管理者	75-3811	川崎パートル KV-107	140m×140m 扇形
西172	谷 山村広場	波賀町谷179- 13	波賀市民局	75-2220	AS332L1	50m×60m
西173	千種中学校運動場	千種町河呂60- 1	教育総務課	63-3000	川崎CH-47J	125m×80m
西174	ちくさ高原ネイチャー ランド駐車場	千種町西河内 1047	指定管理者 同施設管理室	76-3555	川崎CH-47J	80m×170m

第5節 救助救急、医療対策

救助期に行う救出活動から安否確認、行方不明者の搜索までを示す。

対策部	西はりま消防組合・消防団
-----	--------------

第1款 救出対策

被災者の救出活動は、西はりま消防組合と消防団が主にその役割を担い、自主防災組織がその補助にあたる。救出が困難な事態がある場合、西はりま消防組合は県消防防災ヘリコプターの出動を県消防防災航空隊へ要請するとともに、本部室にその旨を伝達する。また、救出要請が対応能力を超えると判断する場合は、消防長が「兵庫県広域消防相互応援協定」による応援隊の派遣を姫路市消防局長に、市長が自衛隊及び緊急消防援助隊の災害派遣を知事に、それぞれ要請するものとする。

なお、これらの要請に関する手続きや要請側が備えるべき事項は、前第5章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

対策部	総務対策部・現地災害対策本部
-----	----------------

第2款 住民からの安否確認に対する回答

大規模な災害が発災した直後は、住民の安否を確認する通報が市役所へ殺到する。対策部は警察署や避難所などから寄せられる情報を整理し、被災者等の権利利益を侵害することのないよう配慮しながら安否の問合せに対応する。特にDVにより所在を伏せているものの取扱いに注意する。(災害対策基本法第86条の15)

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。

あわせて、市は、県の定める基本方針に基づき対応することとする。

1 受付体制の整備

大規模な災害が発生した直後の混乱期には、被災者の家族や親戚などから安否を確認する問合せが殺到することが予想される。対策部は安否確認に関する住民からの照会を他の通報と区分して整理するとともに受付簿を作成し、取りまとめを行い状況によっては対策部内に専属班を設け対応するものとする。

2 安否情報の範囲

発災直後に詳細な安否情報を把握するのは困難であるため、この時期は警察署から寄せられる身元が判明した死亡者の情報のみを取り扱うものとする。生存者の安否は各避難所へ照会するよう伝えるとともに、混乱した状況が治まり次第、各避難所の避難者名簿を整理し対応する。適切な情報提供のために必要な場合は、警察等にも依頼し情報の収集に努める。

3 安否情報の回答

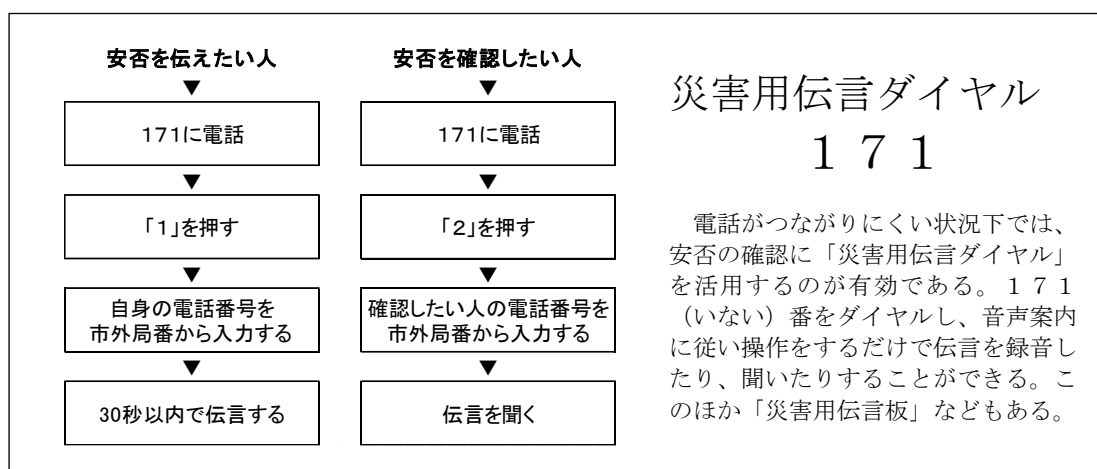
被災者の安否情報の問合せに対しては、照会者から身分証明書の提示を求めるものとし、原則電話での問合せには対応しないものとする。

照会者と被災者との関係により回答できる内容は以下のとおりとする。

- (1) 被災者の同意を得ている場合や同居の親族である場合は、安否、負傷状況、居所等
- (2) 被災者の親族又は職場の関係者等である場合は、安否、負傷状況
- (3) 被災者の知人である場合は、安否情報

4 安否確認手段の伝達

安否を確認する手段として、「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」などがある。対策部はこれらの手段を試すよう問合せで対応するものとする。ただし、当人同士が事前にこれらの存在を知らない場合は、安否の確認ができる可能性は低いと思われる。



対策部	健康福祉対策部・公立宍粟総合病院
-----	------------------

第3款 医療、助産対策

医療機関だけでは医療及び助産対策が困難と判断した場合、健康福祉対策部は、救護所を開設し、公立宍粟総合病院及び宍粟市医師会等に救護班の編成と派遣を要請する。なお不足する場合は、直ちに県や自衛隊に医療チームの派遣を要請するものとする。要請に関する手続きや要請側が備えるべき事項は、前第5章の「広域応援要請及び派遣」に示す。

1 救護所の設置基準

- (1) 医療機関が被害を受け、医療機能が低下したとき
 - (2) 患者が多数で医療機関の対応が困難であるとき
 - (3) 被災地と医療機関の距離、傷病者数と搬送能力などから被災地での医療が必要なとき
- 市内の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、宍粟市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 災害時を想定した医療体制の検討

健康福祉対策部は、公立宍粟総合病院、宍粟市医師会、宍粟市歯科医師会及び宍粟市薬剤師会等と調整し、災害時に必要となる次の事項について、連携した受援体制の構築を図る。

- (1) 救護班の編成
- (2) 救護所の設置
- (3) 医薬品の備蓄（調達）
- (4) トリアージの実施（トリアージタグの備蓄）
- (5) 重症患者の搬送体制
- (6) その他必要な事項

3 救護所の設置予定場所と収容人員

救護所は原則として被災地に隣接する公共施設に開設するものとする。想定する施設は次のとおりである。ただし、屋内施設が確保できない場合は、小中学校のグラウンドや公園スペースなどを活用するものとし、救護テントなどの資機材の確保を医療チームの派遣要請とあわせ行う。

救護所設置予定施設

設置予定施設名	収容人員(人)	備考
指定避難所	—	公共施設のみを想定
宍粟市山崎文化会館	100	
一宮市民協働センター	50	
波賀市民協働センター	50	
千種保健福祉センター	50	
その他公共施設	—	被災地近隣施設

4 医薬品の供給

健康福祉対策部は、公立宍粟総合病院、宍粟市医師会、宍粟市歯科医師会及び宍粟市薬剤師会等と連携し、必要な医薬品の確保に努めるとともに、不足するものについては、本章第7節に示す方法により県機関や被災地域外の企業などから協力を求める。

5 書籍類及び帳簿等の整備

医療及び助産を施した場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 医薬品衛生材料受払簿
- (3) 救護班活動状況
- (4) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- (5) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (6) 助産台帳
- (7) 助産関係支出証拠書類

対策部	本部室・総務対策部・消防団・西はりま消防組合・宍粟警察署
-----	------------------------------

第4款 行方不明者の搜索

対策部は受け付けた搜索願や自主防災組織から寄せられる情報をもとに、行方不明者リストを作成し、警察署に提供する。消防団は警察署と連携し行方不明者の搜索を実施する。なお、不足する場合は、自衛隊の災害派遣など本編第5章に示す「広域応援要請及び派遣」を活用するものとする。

1 搜索期間

災害救助法では行方不明者の搜索は災害発生の日から10日以内とされる。通常4日目以降の生存率は極端に下がることから、3日目までは救出のための搜索、4日目以降は遺体の搜索として扱う。

2 搜索期間の延長

災害発生の日から11日以上が経過しても、なお遺体を搜索するやむを得ない事情がある場合は、知事に期間の延長を求める。

3 行方不明者を発見した場合の措置

搜索中に行方不明者を発見した場合、直ちに警察署と本部室、西はりま消防組合に発見日時や場所、状況などを連絡する。

4 搜索のために支出する費用

搜索のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合、兵庫県災害救助法施行細則に定められた限度内において県の負担となるが、その他の場合は市が負担する。搜索のために支出する費用の範囲は、重機その他搜索に必要な機械や器具等の借り上げ費、修繕費及び燃料費とし、その額は限度内における実費とする。

5 書籍及び帳簿等の整備

搜索を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備及び保存しなければならない。

- (1) 救助実施記録簿
- (2) 物資受払状況（被災者救出用等機械器具及び燃料等）
- (3) 被災者救出状況等記録簿
- (4) 救出用等関係支払証拠書類

対策部	本部室・現地災害対策本部・消防団・西はりま消防組合・宍粟警察署
-----	---------------------------------

第6節 旅行者への対策

対策部は警察や交通機関の管理者などと協力し、宿泊施設の旅行者や自力で帰宅することが困難な滞留者に対し、避難行動などを支援する。

1 旅客者の安全確保

対策部は警察署と連携して公共交通機関に避難情報などを伝達し、旅客者の安全確保を求める。事業者は道路施設や車両の安全性を確認し、旅客者の安全を確保する。なお、事業者が安全性を確保できない場合は、直近の指定避難所へ旅客者を誘導する。

2 宿泊客等の安全確保

対策部は警察署と連携して宿泊施設や観光施設の管理者に気象情報や避難情報を伝達し、安全確保を求める。施設の管理者は施設の安全性を確認し、宿泊客等の安全を確保する。施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた施設の宿泊客を安全な施設へ移送するなどの措置を実施するものとする。なお、施設管理者が安全を確保できない場合は、直近の指定避難所へ宿泊客等を誘導する。

対策部	教育対策部・健康福祉対策部
-----	---------------

第7節 物資（食料と生活必需品）の供給対策

災害により食料や生活必需品が確保できない被災者に対して、速やかに供給を行い、人身の安全に万全を期するものとする。

1 食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりであるが、高齢者や乳幼児、障がいのある人に対して優先的に供給するものとする。また、食物アレルギー対象者等への供給には十分注意を払うものとする。

- (1) 避難所等に避難する被災者
- (2) 住家が被害を受け炊事ができない人（在宅被災者）
- (3) 病院やホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

(4) 災害応急対策に従事する人

2 生活必需品の供給対象者

生活必需品の供給対象者は次のとおりである。

- (1) 住家が被害を受けた人
- (2) 被服や寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した人
- (3) 生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

3 物資の確保

教育対策部は避難所へ配送する食料や生活必需品を公的備蓄品（資料編に掲載）のほか、本編第5章に示す民間事業者との協定や県への応援要請を活用し確保、配送するものとする。避難者から必要とされる食料や物資は時間の経過とともに変化するため、避難所を運営する教育対策部は、健康福祉対策部と連携して必要な物資を確保するものとする。健康福祉対策部は、実施に当たり高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する。

なお、急を要する場合は避難所から直接、供給可能な最寄りの商店へ物資の発注を行えるものとし、その指示は教育対策部が行う。この場合、あわせて発注記録を残すよう伝える。

必要とされる食料や生活必需品（再掲）

被災状況	発災直後 ライフライン断絶	発災～3日目 ライフライン断絶	3～4日目 電気、水道一部復旧	5日目以降 電気、水道復旧
食料品の条件	調理不要の食品		主食＋副食品	自炊食材
食料品	アルファ米 乾パン 水 粉ミルク	おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料	カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 味噌・醤油・塩
	粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品			
医薬品	医薬品、医療器具、医療用品			
燃料等	LPガス、LPガス器具（卓上ガスコンロ）、小型エンジン発電機			
生活必需品	毛布、哺乳ビン、タオル、トイレットペーパー、生理用品、ティッシュペーパー、カイロ、軍手、ロープ、バケツ、ポリタンク、マッチ、ライター、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、ポリ袋、雨具、シャツ、下着類、作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、せっけん、洗面セット、紙皿、茶碗、紙コップ、箸、スプーン、文房具、防犯ブザー、ホイッスル、仮設トイレ等			
衛生物資	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、靴カバー、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式等			

※障がいのある人等に対する車いす、補聴器、ストマ用器具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する

4 県への要請

食料の供給が困難な場合又は緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あつせんを要請する。

- (1) 供給あつせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(6) その他参考となる事項

5 不足する物資の募集

近隣から物資を調達できない場合、健康福祉対策部は市のホームページや報道機関を通じて物資を募集する。

(1) ニーズの把握

一般的に夏の水害ではタオルやTシャツなどが、冬の災害では毛布やバスタオルなどが大量に必要となる。健康福祉対策部は、避難所を運営する教育対策部を通じて被災者が必要とする物資を把握する。

(2) 募集記事に明記する事項

物資の整理に時間を費やさないよう必要な物資を必要な数量だけ確保することや、扱いが困難な古着や生ものが届かないようにすることなど、募集に当たっては次の項目を明記する。

- ① 必要とする物資と数量
- ② 最低受付個数
- ③ 受け付けない物資（古着や生ものなど）
- ④ 内容物表示（品名、数量、サイズ）の依頼
- ⑤ 届け先
- ⑥ 問合せ先

(3) 募集した物資の整理保管

受け付けた物資は種類別に台帳に記録し、内容物の表記がある面を表側にして、種類別に積み上げる。なお、物資の出入りがある場合はその都度、台帳に記録し在庫管理を徹底する。なお、物資の一時集積場所や配送の手段は、第2編第3章第5節第5款に示す。

6 食料の供給における留意

すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、食物アレルギーや文化的配慮を十分に周知できるよう関係機関との調整を図る。この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。

- (1) 米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場を設置する。
- (2) 弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を「かめない」「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。
- (3) 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

7 炊き出しの実施

教育対策部は、各給食センターの被害状況を把握し、炊き出しが実施できるかを検討する。大規模な被害により炊き出しの実施が困難である場合は、県や自衛隊、ボランティアなどに要請を行う。この場合、被災者が平等に機会を得られるよう実施場所などの調整に教育対策部があたる。なお、炊き出しの実施場所は、原則として指定避難所の敷地内を利用するものとする。

8 地域内輸送拠点の確保

状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

対策部	現地対策本部・土木水道対策部・教育対策部
-----	----------------------

第8節 給水対策

災害により飲料水が枯渇又は汚染し、現に飲料水に適する水を得ることができない人に対し、必要最小限の飲料水と生活用水の確保を図る。

1 給水対象者

災害により現に飲料に適する水を得ることができない人

2 水源及び給水量

(1) 水源

市は浄水場、配水池、災害防災センターに設置する60 t 貯水槽等の給水施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握し迅速に給水を実施する。

(2) 給水量

目標とする給水量は1人1日当たり、3日目までが3 L、10日目までが3～20 L、20日目までが20～100 L、以降は速やかに施設を復旧させ、被災前の水準をめざす。なお、3日目までの給水は、ペットボトルの飲料水を想定しているため、教育対策部が避難所へ配送する物資に必要な量の飲料水がある場合は、4日目以降の給水計画と施設の早期復旧を優先する。

1人1日当たりの目標給水量

期間	水量（1人1日当たり）	水の用途	給水方法
3日目まで	3 L	飲み水	ペットボトル
4～10日	3～20 L	調理、洗面	給水車
11～20日	20～100 L	浴用、洗濯	仮設配管給水
21日目以降	100～被災前の水準	通常生活	各戸給水

3 給水方法

(1) 土木水道対策部は運搬給水基地からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施する。

① 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い給水基地から給水車等により運搬供給する。

応急給水用資機材の保有状況

種類	数量
給水車（2.8m ³ ）	1台
ポリ容器（300 L以上）	5個
ポリ容器（50 L以上300 L未満）	2個
ポリ容器（18 L以上50 L未満）	149個
ポリ袋（5 L以上20 L未満）	400袋

(2) 人員や資材が不足する場合は、迅速に「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」による応援や、自衛隊の災害派遣を要請する。なお、要請を行うに当たり、次の事項を明らかにする。

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水する場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ⑤ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- ⑥ その他必要な事項

(3) 給水は医療機関や救護所、避難所など、緊急性の高い施設から実施する。

4 広報

応急給水を実施する場合には、しーたん通信や広報車を活用し、その日時や場所、1人当たりの給水量などを広報するものとする。

第9節 住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住できない世帯に実施する対策の優先順と主要な対策の具体を示す。

第1款 住宅対策の種類と優先順

- 1 災害直後、直ちに市が行う必要のあるもの
 - (1) 避難所の設置
 - (2) 空き家のあっせん（公営住宅及び民間賃貸住宅）
 - (3) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
 - (4) 仮設住宅の供与、住宅の応急修理、住居の障害物除去
 - (5) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
 - (6) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん
- 2 前1に続きできるだけ早期に市が実施すべきもの
 - (1) 住宅金融公庫による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
 - (2) 公営住宅法による災害公営住宅の建設
 - (3) 公営住宅法による公営住宅の復旧
 - (4) 罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
 - (5) 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
 - (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
 - (7) 民間住宅の復興に対する支援

第2款 住宅の応急修理

住宅が半壊、半焼又は準半壊し、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない人若しくは大規模半壊した人に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、市がブルーシートの展張等を含む応急修理を実施する。

なお、建築業者が不足したり、建築資機材を調達したりすることが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼するものとする。

- 1 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
- 2 修理を必要とする戸数
- 3 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- 4 派遣を必要とする建設業者数
- 5 連絡責任者
- 6 その他参考となる事項

第3款 住居の障害物除去

住居に流入した土石等の障害物により、日常生活に著しい支障を及ぼしている人に対し、障害物の除去を行う。なお、対応が困難であるときは県に対し、次の事項を示して応援を求める。

- 1 除去を必要とする住家戸数
- 2 除去に必要な人員
- 3 除去に必要な期間
- 4 除去に必要な機械器具の品目別数量
- 5 除去した障害物の集積場所の有無
- 6 その他参考となる事項

第4款 仮設住宅の建設

被災者等への応急仮設住宅の建設、管理は市長が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、市長は知事から通知された事項を行うものとするが、大規模災害など市で対応が困難な場合には、知事に支援を要請するものとする。

1 供給対象者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した人
- (2) 住居する住家がない人
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することのできない人

2 供給方法

(1) 建設用地の選定

- ① 用地の選定に当たっては、原則として市有地、あるいは公有地とする。平時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。
- ② 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、所有者と賃貸契約を締結するものとする。
- ③ 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。
- ④ 身体障がいのある人、高齢者等の要配慮者に配慮した用地とする。
- ⑤ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(2) 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅及び住宅の応急修理その他の応急工事を迅速かつ的確に実施するため、建設業者と協定の締結を推進するものとする。

3 県への協力要請

大規模災害により市が対応できない場合は、次の事項を県に示して、供給のあっせんを要請するものとする。

- (1) 被害戸数
- (2) 設置を必要とする型別戸数、建設場所
- (3) 連絡責任者

4 住宅の構造

住宅の構造は、高齢者、障がいのある人向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮するものとする。

5 入居者の選定

入居者の選考に当たって民生委員・児童委員の意見を確認し、被災者の資力、その他の生活条件等を十分調査の上認定するものとする。また、高齢者、障がいのある人の優先入居等、要配慮者に十分配慮するものとする。

6 生活環境の整備

仮設住宅の整備とあわせて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進するものとする。なお、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要なひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

対策部	市民生活対策部・健康福祉対策部
-----	-----------------

第10節 感染症対策

災害が発生した場合、生活環境の悪化や被災者の病原菌に対する抵抗力の低下など、感染症が蔓延する可能性が高くなる。対策部は龍野健康福祉事務所や自主防災組織、住民などと連携し消毒や予防活動を実施する。

第1款 浸水地域の消毒

家屋が浸水するような水害が発生した場合、感染症が発生するおそれが高まるため、早期に消毒を実施する必要がある。本来なら、消毒はその場所の管理者が行うべきものであるが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条第2項に基づき、感染症を予防する目的で知事が指示した場合は、市が汚染された場所やその疑いのある場所（家屋や工場、店舗を問わずすべての場所）を消毒する。次にその手順と必要な薬剤などを示す。

1 消毒の手順

順	項目	内容
1	浸水した建物の数と地域の把握	本部室や地域の情報をもとに、浸水した建物の数（床下浸水を含む）とその地域を把握する。
2	薬剤と資機材の確保	資機材：作業服（長袖、長ズボン）、ゴーグル、マスク、ゴム手袋、噴霧器、移動用車両 薬 剤：「（2）消毒に使用する薬剤の例示」による（平成21年台風9号災害では、床下や屋外には消石灰を、屋内の壁や床、家財には塩化ベンザルコニウム液を使用）
3	消毒方法の決定	職員が消毒を行うのが原則であるが、状況によっては各戸に薬剤とその使用方法を配付し対応を求める。この場合でも高齢者のみの世帯などについては、職員が消毒を実施する必要がある。 次の事項の消毒を実施する。 1 飲料水の消毒 2 家屋の消毒 3 トイレの消毒 4 芥溜（ごみだめ）、溝渠（こうきょ）の消毒 5 患者輸送用器などの消毒
4	消毒範囲の設定	把握した情報から、消毒が必要な建物や範囲を決定する。後に被害が明らかになった場所はその都度、対応する。
5	人員の確保	人員が不足する場合は、本部室を通じて他の対策部や県、協定に基づく市町村の応援を要請する。
6	実施班の編成	他の市町村の応援要員を受入れた場合、市の職員が各班に1人は入るよう班編成を行う。班編成が決まれば、移動用の車両を班の数だけ確保するよう総務対策部へ要請する。
7	職員研修の実施	薬剤の希釈方法や消毒の方法、注意事項などの研修を行い、応援職員に必要な知識を与える。
8	広報	しーたん通信などで消毒を実施する旨を周知する。また、各戸に対応を求める場合は、薬剤の使用方法などをまとめたビラを作成し、薬剤とともに届ける。
9	消毒の実施	各班に分かれ消毒を実施する。希釈に必要となる水は、現地で水道水などを調達する。作業が終了すれば、班ごとに作業日報を作成し、その日の業務を終える。

2 消毒に使用する薬剤の例示 参考文献：水害時の消毒法（社団法人名古屋薬剤師会）

対象	薬剤名	調達先	量の積算	使用方法
床下、屋外	消石灰	農協、ホームセンター	1軒20kg(1表)	全体にまんべんなくふりかけ、飛散しないようジョウロなどで軽く水をまく。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
	クレゾール石けん液	薬局	1軒300ml	30倍に希釈し噴霧器、もしくはジョウロなどで濡れる程度に散布する。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
	オルソ剤	薬局	1軒200ml	50倍に希釈し噴霧器、もしくはジョウロなどで濡れる程度に散布する。 ※泥を取り除く間がない場合は、そのまま散布
壁、床、家財	塩化ベンザルコニウム液	薬局	10%製品の場合、1軒につき100ml	塩化ベンザルコニウム(塩化ベンゼトニウム)の濃度を0.1%に希釈し、噴霧器で散布するか、浸した布でふく。その後は風通しをよくし、乾燥させる。
	塩化ベンゼトニウム液	薬局		※10%製品の場合は100倍に希釈(10mlに水1,000ml) ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意 ※食品工場では消毒用アルコールを使用
食器	次亜塩素酸ナトリウム ※煮沸消毒で対応可(沸騰後30分以上煮沸する)	薬局	—	次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.02%になるよう希釈し、水洗いした食器を浸す。5分以上浸した後、自然乾燥させる。 ※界面活性剤が含まれるものは、すすぎが必要 ※10%製品の場合は2mlに水1,000ml ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意
井戸水	次亜塩素酸ナトリウム	薬局	—	汚染された井戸水は飲まない方がよい。やむを得ない場合のみ煮沸するか、残留塩素が1～2ppmの濃度になるよう調整し、30分以上放置してから飲用する。 ※界面活性剤が含まれるものは使用不可 ※10%製品の場合は水1リットルにつき1滴 ※製品ごとに原液濃度が異なるため希釈に注意
廃棄物集積所の害虫駆除など	スミチオン乳剤	農協 薬局	—	散布方法や対象となる害虫により希釈濃度が変わる。薬剤の使用法を確認のうえ使用すること。

【注意を要する事項】

- 1 泥などの汚れは、薬剤を散布する前に洗い流すか、雑巾などで拭き取ること
- 2 長袖、長ズボン、ゴーグル、マスク、ゴム手袋を着用し、皮膚や目に薬剤がかからないようにすること
- 3 皮膚に薬剤が付着した場合は、大量の水と石けんでよく洗い流すこと。目に入った場合は水で15分以上洗い流し、医師の診察を受けること
- 4 使用する直前に希釈すること
- 5 希釈濃度を守ること
- 6 浄化槽には散布しないこと
- 7 他の薬剤などと混合しないこと
- 8 誤飲を防ぐよう薬剤を小分けにしない。やむを得ない場合は薬剤名を容器に明記すること

第2款 ねずみ、昆虫等の駆除

県（龍野健康福祉事務所）は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条に基づくねずみ族、昆虫等の駆除について、住家の被害戸数などの基準に基づき、その対象地域を定める。対策部は県の指示に基づき、速やかにねずみ、昆虫等の駆除にあたる。

- 1 ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものとする。
- 2 ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

第3款 生活水の供給等

県の指示に基づき速やかに生活水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ

過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

第4款 報告

- 1 対策部は感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに県に報告する。
- 2 感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

第5款 災害時感染症対策完了後の措置

災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、県に提出する。

対策部	健康福祉対策部
-----	---------

第11節 健康対策

対策部は県（DHEAT）と連携し、被災者のこころのケアと健康管理を行うための巡回健康相談や訪問指導、巡回栄養相談などを実施する。

1 巡回健康相談

- （1）対策部は県や医師会、応援医療チームなどと連携し、医師や保健師などによる巡回健康相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、健康に関する様々な相談に応じるとともに、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児等、特に配慮を要する人をはじめ、被災者の心身の健康状況や多様なニーズの把握に努めるものとする。支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健、医療、福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- （2）巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。また、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。
- （3）サービス提供に向け、県、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う
- （4）市、県及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

2 巡回栄養相談

対策部は県と連携し栄養士による巡回栄養相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、栄養状態の確認とその改善を図るための指導を行う。

避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。巡回栄養相談の実施に当たり、連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

3 職員の健康管理

災害対策が長期間に及ぶ場合、対策部は職員の身体的、精神的な健康状態を調査し、その結果を総務対策部に報告するものとする。総務対策部は直ちに異常が認められる職員を休ませるとともに、適切なローテーションを組み直すよう各対策部に指示する。

4 精神科救護所の設置と巡回

県は精神科救護所を設置し、被災された精神障がいのある人の継続的医療の確保と精神疾患の急発を予防するための巡回相談を実施する。

5 食品衛生に関する広報

対策部は、県と連携し、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

対策部	市民生活対策部・消防団・宍粟警察署
-----	-------------------

第12節 遺体の収容と火葬

災害により多数の死者が発生したと想定される場合、市が警察署や消防団などと連携し、遺体の捜索や収容、火葬などの一連の業務を担い、人心の安定を図る。

第1款 行方不明者の捜索

本章第5節第4款に示す。

第2款 遺体の安置と引き渡し

市は、遺体を発見した場合は、速やかに宍粟警察署へ連絡する。災害による死者や行方不明者が発生した場合、早期に遺体の身元を確認し、遺族に引き渡す必要がある。住民の安否にかかわることであり、また、問合せも殺到するおそれがあることから、迅速な対策の実施が求められる。以下に、多数の遺体が発見された場合の手順と措置を示す。なお、このような事態が発生した場合、市が大規模の被害を受けているものと想定できることから、自衛隊の災害派遣や緊急消防援助隊など、本編第5章に示す「広域応援要請及び派遣」を最大限に活用し、即時に対策を実施するものとする。

遺体の収容から引き渡しまでの手順

順	項目	内容
1	遺体数の把握	本部室や総務対策部、警察署などから死者や行方不明者の情報を収集し、遺体の収容数を想定する。
2	遺体安置所の選定	次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。 ・屋内施設を基本とする。 ・市内に複数箇所を確保する。 ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。 ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有すること。 ・照明設備、水道設備を有していること。
3	協力の要請	医師会と葬祭事業者、消防団に次の処置について協力を求める。 医師会：遺体の縫合 葬祭事業者：棺とドライアイスの確保、遺体の搬送と洗浄、消毒 消防団：行方不明者の捜索
4	遺体の収容	捜索により発見された遺体を搬送、収容し、発見の日時や場所、氏名などを確認の上、情報を表記する札を掲示するとともに、遺体処理台帳を作成する。
5	遺体の検視、検案	警察官の検視と医師の検案が速やかに行われるよう協力する。
6	遺体の処置	医師会と葬祭事業者の協力のもと、遺体の洗浄と消毒、縫合を行い、棺にドライアイスとともに収め安置する。
7	遺体の身元確認	警察署と連携し身元引受人の発見に努めるとともに、行方不明者に関する遺族の相談に応じる。数多く身元不明者がある場合は、遺体ごとに身体の特徴や服装、人相などを用紙に記すか、所持品などを写真に収めるなどにより掲示する。
8	遺体の引き渡し	身元が判明した場合は、だれにいつ引き渡したかを遺体処理台帳に記載し、遺族に引き渡す。
9	行旅死亡人の処理	一定の期間、安置しても身元が確認できず、引取人のない遺体は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定に基づき処理する。
10	期間の延長	処置期間（10日以内）が不足する場合は、県知事に処置期間の延長を要請する。

第3款 遺体の埋火葬

災害による死者が多数ある場合、市内斎場施設の被害状況を確認の上、全遺体の火葬処置を検討する。次に、市が埋葬を行う基準とその手順などを示す。

1 埋葬の基準

市が埋葬を実施する基準は次のとおりである。

- (1) 緊急避難を要するため、遺族が埋葬を行うことが困難である場合
- (2) 遺族がない場合
- (3) 墓地や火葬場の浸水、流失等により個人では埋葬を行うことが困難な場合
- (4) その他埋葬を行うことが困難な場合

2 遺体の埋火葬手順

順	項目	内容
1	遺体数の把握	本部室や総務対策部、警察署などから死者や行方不明者の情報を収集し、遺体の数を想定する。
2	市営斎場の状況確認	市営斎場の被害やライフラインの状況、斎場職員の出勤状況を確認し、火葬に必要な物品（火葬用品、灯油、骨つぼなど）の調達を依頼する。なお、斎場に被害がある場合は、復旧見込みを確認する。
3	火葬方法の検討	① 死者数や被害状況、市営斎場の機能を総合的に判断し、全遺体の火葬計画を策定する。 ② 県に被害状況を報告し、必要があれば市外斎場の利用について協力を要請するとともに、その利用方法を調整する。
4	斎場利用の情報提供	火葬計画に基づき、遺族に市内外で利用できる斎場やその日時などの情報を提供する。
5	遺体の火葬	① 埋火葬許可書を発行し、斎場へ遺体を搬送する。搬送手段の確保が困難な場合は、関係機関やボランティアへ協力を要請する。 ② 市外の斎場を利用する場合は、当該火葬場と協議し、遺体を搬送する。 ③ 埋火葬台帳を作成し、埋葬年月日や死亡者氏名、埋葬費などを記す。
6	遺骨、遺留品の一時保管	遺骨と遺留品を遺体が収容されていた安置所に一時保管する。
7	期間の延長	火葬期間（10日以内）が不足する場合は、県知事へ火葬期間の延長を要請する。

3 市営斎場

斎場名	所在地	電話番号
あじさい苑	姫路市安富町安志726	66-3353
しらぎく苑	宍粟市一宮町杉田503-3	72-0912
つつじ苑	宍粟市千種町千草793-6	76-2210（千種市民協働センター）

第7章 廃棄物処理対策

大規模な災害により発生したガレキや、被災者の生活ごみ、仮設トイレのし尿対策などについて必要な事項を定める。

第1款 班の編成

対策部は次のとおり部内にガレキ対策にあたるガレキ処理班、生活ごみとし尿の処理にあたる清掃班を編成するものとする。

1 ガレキ処理班

ガレキ処理班は、災害により発生する家屋や建築物、構造物などのあらゆるガレキ（災害廃棄物）の処理にあたる。

2 清掃班

避難所や在宅の被災者などのごみ処理、し尿処理にあたる。

第2款 処理の方法

1 ガレキ処理

(1) 情報の収集と全体処理量の把握

計画的にガレキ処理を実施する必要があることから、損壊建物数等の情報を収集し、ガレキの全体処理量を推計する。なお、ガレキ処理の必要性について県へ連絡する。

(2) 仮集積所の確保

大量に発生したガレキの処理には、相当期間を要することから、一時的にガレキを集積する仮集積所を開設する。この場合、分別、再利用、再資源化に留意し、最適な方法でガレキを処理できるよう搬入する。

(3) 撤去作業

災害等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上の支障があるもの等から優先的に撤去するものとする。

(4) 処理方法

現有の資機材を用いて処理を行うが、必要により建設業者等の車両を借り上げ、又は廃棄物処理業者に委託して、迅速に処理するものとする。

2 ごみ処理

(1) 情報の収集

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

処理施設の被害状況と稼動見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮集積所を確保するものとする。

(3) 生活ごみ・粗大ごみの収集、処理

避難所の生活に支障が生じることがないように避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了するようにする。ごみの量が多大若しくは収集困難なときは、建設業者等の車両を借り上げるとともに被災地住民及び消防団員等の協力を得て迅速に行うものとする。

(4) ごみの一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をすることとする。

3 し尿処理

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼動見込みの把握

しそうクリーンセンターの被害状況と稼動見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をするものとする。

第3款 県等への応援要請

- 1 ガレキ・生活ごみ・し尿等の収集・処理に必要な人員、処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うものとする。
- 2 近隣市町等で応援体制が確保できない場合、又は最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行う。（公財）ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。
- 3 ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第4款 建築物の解体撤去工事等に対する措置

市は、県と連携し、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（第3版）（令和5年4月）を参考に対策を行うよう指導する。

第8章 交通輸送対策

道路や橋梁が損壊する被害が発生した場合、通行者の安全を確保するための交通規制措置や、重症患者の緊急搬送を実施するための交通路の確保が急務となる。また、被災者の食料や生活必需品を確保する上でも輸送路の確保が急がれる。本章では、これらの応急対策について必要な事項を示す。

対策部	本部室・土木水道対策部・現地災害対策本部・宍粟警察署
-----	----------------------------

第1節 交通応急対策

災害が発生するおそれがある場合、土木水道対策部は宍粟警察署や国、県とともに道路パトロールを強化し、異常の発見に努めるとともに、二次災害を防ぐ措置を行う。

1 交通規制の実施

道路パトロールにより土木水道対策部が異常を発見した場合、当該道路管理者と宍粟警察署、本部室へ通報するとともに、二次被害を防ぐためにバリケードを設置し、次表に示す根拠に基づき、交通を規制するための措置を行う。なお、異常の発見者が他の機関である場合もまた同様の措置を行うものとする。

交通規制の実施者とその範囲

実施者	範囲	根拠法
道路管理者	①道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ②道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項
	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき【第2編第3章第9節に示す県内40路線が緊急交通路指定予定路線に位置づけられる】	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 通報連絡体制

道路や橋梁などの異常を発見した者は、速やかに警察官、又は市長に通報するものとする。通報を受けた警察官、又は市長は、当該管理者に連絡するとともに、本部室は本編第3章第5節第1款に示す「防災情報の伝達手段」に基づき住民や関係機関に周知する。なお、電力や通信、水道、その他道路占用工作物の被害による場合は、直ちに当該機関に通報する。通報を受けた機関は、それぞれが定める業務計画により、速やかに応急処置を実施し道路交通を確保するものとする。

3 交通規制に伴う措置

交通規制を実施する場合、規制を行う区間や対象、期間などを宍粟警察署に連絡するとともに、立番を配置するなど、交通の混乱を未然に防ぐ措置を実施するものとする。

4 事前の通行規制

国道と中国縦貫自動車道には、利用者の安全を確保するための通行規制基準が設けられている。それぞれの規制基準は次のとおりである。

(1) 国道の通行規制基準

道路名	区間	基準
国道29号	波賀町戸倉～波賀町戸倉峠	連続雨量200mm
国道29号	波賀町原～波賀町戸倉	連続雨量160mm
国道429号	波賀町水谷～一宮町河原田	スネーク曲線雨量100mm

(2) 中国縦貫自動車道の通行規制基準

区間	連続雨量	組合せ雨量	
		連続雨量	時間雨量
滝野社 I C～福崎 I C	280mm	190mm	40mm
福崎 I C～山崎 I C	280mm	190mm	45mm
山崎 I C～佐用 I C	250mm	160mm	45mm
佐用 I C～作東 I C	230mm	150mm	45mm
佐用 J C T～佐用 T B	210mm	150mm	45mm

(3) 県道の通行規制基準

道路名	区間	基準
養父宍粟線	一宮町倉床	連続雨量110mm (24時間雨量)
一宮生野線	一宮町奥福知	連続雨量110mm (12時間雨量)
千種新宮線	山崎町小茅野～千種町鷹巣	連続雨量100mm (12時間雨量)
大沢岩野辺線	山崎町小茅野	連続雨量100mm (12時間雨量)
道谷三方線	一宮町公文	連続雨量110mm (12時間雨量)
上ノ波賀線	山崎町上ノ下	連続雨量110mm (12時間雨量)

第2節 緊急輸送対策

市は定期的に治療を要する難病患者や人工透析患者、又は災害による負傷者の搬送を最優先に、緊急輸送対策を実施する。

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部
-----	------------------

第1款 緊急輸送の対象

緊急輸送対策を実施する対象は、おおむね次のとおりとする。

項目	輸送対象の想定
人命救助	・傷病者と救助救急活動の従事者 ・緊急輸送経路の応急復旧に要する人員や物資
被害の拡大防止	・消防水防活動や交通規制等に要する人員や物資 ・政府や県、市の災害対策要員 ・ライフラインの初動応急対策に要する人員や物資
災害応急対策	・食料や飲料水、生活必需品 ・被災地の外へ輸送を要する傷病者や被災者 ・災害復旧に要する人員や物資

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部
-----	------------------

第2款 道路の啓開

対策部は人工透析患者や負傷者の搬送路確保を最優先に、第2編第3章第9節に示す緊急輸送路のほか、患者と医療機関を結ぶ市道の啓開を実施する。ただし、旧町間を結ぶ緊急輸送路はすべて国県道であるため、被害が発生した場合は、いかに迅速に管理者へ状況を伝えられるかが重要となる。口頭で被害を連絡するほか、現場のデジタル画像を送信するなどの手段で国県担当者の状況把握を促し、着手を急がせる工夫も必要となる。また、被害規模や被害箇所数などから、管理者の対応が困難であると思われる場合は、復旧事業者が必要に応じて他の事業者を活用できるよう管理者へ助言することも必要である。なお、市道の啓開は市が直営で行うほか、本編第5章に示す「災害時における応急対策業務に関する協定」を活用し迅速に対応する。また、県は、市から要請があり、かつ、市における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、市が管理する市道について、啓開又は災害復旧に関する工事を市に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。

対策部	土木水道対策部・現地災害対策本部
-----	------------------

第3款 車両の撤去

災害時に道路上において故障や立ち往生車両による緊急車両等の通行不能を解除するため、道路管理者は以下の手順で対応する。なお、下記の行為により生じた損失については、災害対策基本法第82条において損失補償を行うものとする。

1 措置をとる区域又は区間

道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

2 県公安委員会との連携

(1) 指定の通知

道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

(2) 公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者等による権限の行使を要請することができる。

3 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内にある者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとる。

対策部	総務対策部・現地災害対策本部
-----	----------------

第4款 車両の確保と緊急交通路の通行

対策部は災害応急対策に要する車両を確保し、各対策部の要請にあわせ配車を行う。

1 車両の確保

市が所有する公用車から災害復旧に使用できる車両を確保し、各対策部の要請に応じて配車の調整を行う。車両が不足する場合は、本編第5章に示す「災害時における障害物除去等の協力に関する協定」に基づく要請を行うほか、県、その他の民間事業者に協力を求めるものとする。なお、数多くの車両を同時に必要とする災害応急対策は、次表のものが想定される。

同時に数多くの車両を要すると想定される業務

項目	対策部	備考
消毒	市民生活対策部	浸水家屋などの感染症対策
応急危険度判定	土木水道対策部	建物の倒壊危険度を判定
家屋被害認定調査	市民生活対策部	罹災証明書に記載する家屋被害の程度を調査

2 緊急交通路の通行

兵庫県公安委員会が災害対策基本法に基づき規制する「緊急交通路」の通行に関しては、公安委員会が発行する「緊急」の標章及び確認証明書が必要となる。その詳細は第2編第3章第9節に示す。

交通規制の実施者

実施者	範囲	根拠法
道路管理者	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項
公安委員会	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 【第2編第3章第9節に示す県内40路線が緊急交通路指定予定路線に位置づけられる】	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

3 燃料の確保

緊急通行車両の燃料は、本編第5章第4節第3款に示す「災害時における燃料の優先供給に関する協定」を活用し、速やかに補給を要請する。

第9章 ライフライン対策

電話や電気、L P ガスの事業者との連携手段や、市が管理する水道や下水道などの復旧手段など、住民の生活を支えるライフラインの応急対策について、必要な事項を示す。

対策部	本部室・現地災害対策本部
-----	--------------

第1節 ライフライン事業者との連携

対策部は電話と電気、ガスの早期復旧を図るため、各事業者と次のとおり連絡体制を確立し、被害情報と対策情報を共有するとともに、本編第3章第5節に示す方法により住民へ伝達する。また、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

1 市の連絡窓口

市の対策部（連絡窓口）は、本部室と現地災害対策本部とする。なお、災害対策本部を設置するまでは、市長公室危機管理課と市民局まちづくり推進課が対策にあたる。

市の連絡先

課名等	対策部名等	電話番号	F A X 番号	備考
宍粟市役所 危機管理課	本部室	0790-63-3119	0790-63-3064	直通
		0790-63-3000	0790-63-3061	代表
一宮市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-72-1000	0790-72-1596	代表
波賀市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-75-2220	0790-75-3599	代表
千種市民局 まちづくり推進課	現地災害対策本部	0790-76-2210	0790-76-8020	代表

2 電話

住民や消防団などからの通報をもとに、電話の不通状況やその原因を確認し、N T T 西日本兵庫支店災害対策室に復旧を要請する。N T T 西日本は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

N T T 西日本の連絡先

支店等	課名等	電話番号	F A X 番号	備考
兵庫支店（神戸）	災害対策室	078-393-9440	078-326-7363	
	113担当	078-393-8320	078-325-1346	休日・夜間
兵庫支店（姫路）	公共担当	079-225-2877	079-225-2875	
		0120-184244		
電話の故障 （住民の通報先）	—	113	—	固定電話から
	—	0120-444-113	—	携帯電話から

3 電気

住民や消防団などからの通報をもとに、停電の状況やその原因を確認し、関西電力送配電姫路本部に復旧を要請する。関西電力送配電は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

関西電力送配電株式会社の連絡先

支店等	電話番号	F A X 番号	備考
姫路本部	平常時：0800-777-3081	079-227-0615	休日夜間とも

4 ガス

住民や消防団などからの通報をもとに、L Pガスの被害状況を確認し、次に示す事業者に復旧を要請する。各自業者は対策部に対し自らが把握する被害状況を通知するとともに、その復旧にあたる。

L Pガス取り扱い事業者の連絡先

地域	事業者名	電話番号	F A X 番号
山崎	ホンジョウプロパン（株）	0790-63-1234	0790-62-0096
	(有)長尾商店	0790-62-0245	0790-64-0511
	(株)J A ドリーム住まいるガスセンター山崎出張所	0790-62-8991	0790-63-1771
	三木産業（株）山崎工場	0790-62-0429	0790-64-2037
	三保産業（株）兵庫営業所	0790-63-0695	0790-64-3785
一宮	(有)丸居商店	0790-72-1133	0790-72-1135
	(有)志水礦油店	0790-72-0267	0790-72-0268
	(有)一宮産業	0790-74-0143	0790-74-0143
	(有)小林建材店	0790-72-0121	0790-72-0510
	(株)グリーンホームハリマ	0790-72-1660	0790-72-1668
波賀	(協)波賀ガスセンター	0790-75-2252	0790-75-2252
千種	(有)千種ガスセンター	0790-76-2502	0790-76-2502
—	一般社団法人 兵庫県L Pガス協会	078-361-8064	078-361-8073

対策部	土木水道対策部
-----	---------

第2節 給水対策

本編第6章第8節に示す。

対策部	土木水道対策部
-----	---------

第3節 水道対策

機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

第1款 災害発生直後の対応

1 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

2 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、市は、水道事業者と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、国土交通省近畿地方整備局、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

第2款 復旧過程

1 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。

2 施設ごとの復旧方法

(1) 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

(2) 送・配水施設並びに給水管

配水池場・ポンプ場については、(1)と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

① 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

② 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

3 復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

4 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

対策部	土木水道対策部
-----	---------

第4節 下水道対策

機能が停止した下水道施設の早期復旧を図るため、市は次のとおり応急対策を実施するものとする。

第1款 災害発生直後の対応

1 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施するものとする。

(1) 被害状況の調査と点検

災害発生後、次の事項に留意して、速やかに被害状況の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施するものとする。

① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

② 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ台帳等を作成して実施する。

③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

2 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員や資機材が不足する場合には、県や他の自治体に広域的な支援の要請を行うものとする。

第2款 復旧過程

1 復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧に当たっては、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して迅速な復旧に努めることとする。

2 施設ごとの応急措置・復旧方法

(1) 管路施設

① 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じるものとする。

② マンホール等からの溢水

(ア)水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

(イ)バキューム等を利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

(ウ)分流式下水道の汚水管渠からの溢水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

③ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じるものとする。

(2) ポンプ場及び処理場施設

① ポンプ設備の機能停止

損傷箇所などの点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じるものとする。

② 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施するものとする。

③ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めるものとする。

④ 池及びタンクからの溢水や漏水

土のうなどによって流出防止に措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止するものとする。

3 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

第10章 教育対策

災害により教育施設が被災し、又は児童、生徒、園児（以下「児童生徒等」という。）の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急教育を実施し、教育の確保を図るものとする。

1 学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は市が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。

2 応急教育の実施のための措置

(1) 市教育委員会は児童生徒等の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育事務所を通じて県教育委員会に報告することとする。

- ① 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ② 校区の通学路や交通手段等の確保
- ③ 児童生徒等の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ④ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合には、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか学校給食の実施が困難になった場合も報告するものとする。

(2) 教育委員会は、被災状況により次の措置を講ずるものとする。

- ① 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき。）
- ② 授業料の免除や奨学金制度の活用
- ③ 災害時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- ④ 被災職員の代替等対策
 - (ア) 複式授業の実施
 - (イ) 二部授業の実施
 - (ウ) 近隣府県、市町等からの人的支援の要請
 - (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
 - (オ) 教育委員会事務局職員の応援

(3) 災害救助法に基づく措置

市は、学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

① 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

② 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

3 心の健康管理

(1) 被災児童生徒への心のケア

- ① 教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ 教育支援センター、健康福祉部等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

- ① 災害救急医療チーム派遣制度の確立
- ② グループワーク活動の展開

4 教育施設の応急復旧対策

(1) 学校施設の応急復旧対策

被災者が発生した場合は、災害の多少を問わず次のような措置をとるものとする。

- ① 災害直後の施設の被害の範囲、程度、被害部分の位置等を説明する写真を教育事務所を通して県教育委員会事務局に提出する。

- ② 直接的応急復旧

被害を受けた部分について本工事を実施する前に一時的な復旧工事を行う。

- ③ 間接的応急復旧

被害箇所そのものの復旧ではないが校舎が全壊（半壊）したために応急教育計画に基づき体育館の仮設仕切、仮設トイレの設置等を行う。

(2) 学校施設の確保

- ① 校舎

軽微な被害の校舎は即時応急修理を行い教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の処置を講じて授業を行う。なお、被害が甚大で応急修理が不可能な場合は、応急復旧が終わるまで応急教育実施予定場所において実施する。

- ② 校庭

校庭の被害については使用に危険のない程度の応急修理を行い、校舎等復旧工事の完了をまって整備する。

- ③ 備品等

被害により、流失、破損等使用不能の児童生徒用机、椅子の補充については、余剰のものを使用する等授業に支障のないようにするものとする。

(3) 社会教育施設の応急復旧対策

市の管理する社会教育施設（図書館等）が災害等により、被害を受けた場合は次のような措置をとる。

- ① 被害の程度、範囲等を調査して教育事務所を通じて電話連絡及び所定の様式により県教育委員会事務局に報告を行う。

- ② 学校施設に準じて応急復旧対策を行う。

(4) 指定文化財等

国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を經由して、県教育委員会に報告する。

5 応急教育実施の予定場所

市教育委員会並びに校長等は、教育施設や児童生徒等の被害の状況を確認し、安全にして適切な応急教育方法の措置を講ずるとともに実施状況を逐次教育事務所を通じて県教育委員会へ報告する。学校施設の被害が激しく仮設教室の建設が著しく遅延するときは、最寄りの自治会館、社寺等を借り上げて応急教育を実施する。

第11章 農林業対策

災害により農作物、林産物等に被害が発生したときは、的確、円滑な応急対策を実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第1款 農作物応急対策

1 主要作物

対策部は光都農林振興事務所・龍野農業改良普及センター(以下「県」という。)及び兵庫西農業協同組合、ハリマ農業協同組合等(以下「農協等」という。)と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

(1) 水稻

- ① 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- ② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ③ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 大豆

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

2 野菜

対策部は県及び農協等と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。

3 果樹

対策部は県及び農協等と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

- (1) 露出した根部の覆土(地震により地割れ、地すべり等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合)
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

4 花き

対策部は県及び農協等と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

5 しいたけ

対策部は県及びしそ森林組合等と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

第2款 畜産応急対策

1 防疫対策

- (1) 災害が発生したときは、畜舎を清潔に保つため、ねずみ、害虫等の防除徹底の指導に努めるものとする。
- (2) 市長は、被災地における病家畜の早期発見に努め、家畜及び畜舎施設等の被害状況を家畜保健衛生所に報告するものとする。
- (3) 家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、姫路家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の散布を行う。また、発生のおそれのある疾病については、姫路家畜保健衛生所に要請し、ワクチン接種を行うものとする。
- (4) 伝染病による家畜の病死又は広域感染のおそれのある病気が発生したときは、関係機関と連携し、病家畜の出荷停止、死亡獣畜の埋却、家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び畜舎内外の消毒の徹底に努めるものとする。
- (5) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品を確保する。
- (6) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保を図る。

2 飼料の確保

災害時において畜産農家は自給飼料の確保に最大限の努力をするものとし、万一手持飼料が流出し、又は供給機関からの供給が途絶えたときは、市は、県に要請する等飼料の確保に努めるとともに、貯蔵に際しては品質を損なわないよう指導するものとする。

第3款 林産物災害応急対策

- 1 対策部はしそ森林組合と協力し被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。
- 2 対策部は災害の発生が予想され、又は発生したときは、川筋等にある木材の流失を防ぐため、直ちに所有者等関係者に対し、そのけい留を指示するものとする。
- 3 対策部は所有者等関係者に対し、異常降雨等に際して伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び施設等に集積した木材のけい留を行い、また、林産施設の流失、損壊を防ぐ措置を指導するものとする。
- 4 災害により倒木、折損木等の被害を大量に受けたときは、森林病虫害の発生防除のため折損木等の早期除去を所有者等関係者に指導するものとし、状況に応じて薬剤散布の徹底に努めるものとする。

第4款 流通対策

対策部は災害発生時において情報収集に努めるとともに、所有者等関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めるものとする。

第12章 二次災害防止対策

災害により公共土木施設が決壊、流出又は埋没等した場合には、復旧及び補強並びに付け替え等応急対策に必要な措置を速やかに講じ、人心の安定、社会経済活動の早期回復を図るものとする。なお、対策部は応急工事を迅速に施工するため、あらかじめ動員の確保、動員の体制及び資材の調達先、調達先からの輸送方法等を定めておくものとする。

1 土砂災害

- (1) 対策部は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (2) 対策部は管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (3) 対策部は危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。
- (4) 対策部は土砂災害警戒区域において異常等が発見された場合、関係機関等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。

2 道路、橋梁

- (1) 道路管理者は早急に緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するものとする。
- (2) 道路管理者は危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図るものとする。
- (3) 道路管理者は緊急輸送路について重点的に復旧を行い、交通の確保を図るものとする。
- (4) 道路管理者は危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施するものとする。

3 河川

- (1) 河川管理者は緊急点検を実施し、被害状況を把握の上、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施するものとする。
- (2) 河川管理者は危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図るものとする。

4 ため池

- (1) ため池管理者は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。
- (2) ため池管理者はそれぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (3) 対策部は危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

5 森林防災対策

- (1) 対策部は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。
- (2) 対策部は管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 警報機付伸縮計の設置の推進
 - ③ 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去を行うものとする。
- (3) 対策部は危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

6 農業土木施設

- (1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めるものとする。

- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うものとする。

7 宅地防災対策

- (1) 対策部は緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するものとする。
- (2) 対策部は管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① ビニールシート等の応急措置
 - ② 宅地防災相談所等の設置
- (3) 対策部は民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うものとする。

第13章 生活支援対策

前章までは、主に災害救助法に基づく被災者の応急救助策を示したが、本章では被災者の生活の再建に必要な支援策を示す。

対策部	本部室・現地災害対策本部
-----	--------------

第1節 総合相談窓口の開設

災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合、対策部は総合相談窓口となる復興支援室を開設する。復興支援室は被災者の相談に応じるとともに、市が実施する支援制度の解説を行う。

1 支援制度の整理と周知

対策部は復興支援室の開設に先立ち、各対策部が実施する支援制度の概要をまとめた冊子を作成し、ホームページに掲示するとともに、自治会や避難所を通じて被災者に配付する。

2 復興支援室の開設

対策部は必要に応じて復興支援室を開設し、前1に示す冊子などをもとに、被災者の相談に応じる。開設場所は「罹災証明書」の発行窓口と併設するものとし、あらかじめその場所を次のとおり想定する。なお、人員が不足する場合は、他の対策部から職員を補充するほか、県に支援を要請するものとする。

復興支援室の開設場所

地域	開設場所	罹災証明書の発行窓口
山崎	宍粟市役所1階 市民ロビー	宍粟市役所1階 税務課窓口
一宮	一宮市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左
波賀	波賀市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左
千種	千種市民協働センター1階 まちづくり推進課窓口	同左

対策部	市民生活対策部
-----	---------

第2節 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成

被害認定調査をもとに発行する罹災証明書は、家屋の被害程度を市長（火災は宍粟消防署長）が証明するもので、災害救助法による救助や被災者生活再建支援法による支援金の支給、市税の減免、義援金の支給など、あらゆる支援制度の適用基準となるため、市長は災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、被災者の求めに応じ遅滞なく住家の被害やその他の被害の状況を調査し、被害の程度を証明し交付する。

市長は、被災者援護の効率的な実施に必要な場合は同法第90条の3に基づき罹災証明書の発行基礎となる被害認定調査を基に各種支援措置の実施状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。なお、台帳情報の取扱いについては、本節4の(1)～(5)に示すとおりとする。

1 罹災証明書の発行手順

被害認定調査と罹災証明書の発行手順、必要な措置を次表に示す。なお、被害認定調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施する。必要な調査表や指針などは「内閣府防災情報のページ<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>」に示される。

順	項目	内容
1	方針の確認	次の要素を考慮し、被害認定調査の実施方針と罹災証明書の発行方針を決定する。 ① 被災家屋数 ② 罹災証明書の発行が求められる各種施策に関する動き ③ 国や県、他の被災自治体の動き ④ 被害認定調査の実施期間 ⑤ 罹災証明書の発行期間 など
2	調査方法の決定	調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施するが、次の事項は被害家屋の状況により決定する。 ① 一定範囲の全棟を調査するか、あるいは自治会や被災者からの申し出によるか（水害の場合は自治会や被災者の申し出によるものとする） ② 外観目視調査と立入調査を別々にするか、あるいは当初から立入調査を実施するか（水害の場合は当初から立入調査とする）
3	実施に関する広報	方針が決まり次第、速やかにその内容を広報する。このとき、罹災証明書と罹災届出証明書との違い、被災建築物応急危険度判定と被害認定調査との違いを被災者に正確に伝達する。
4	調査範囲の設定	調査の必要な世帯を決定する。後に被害状況が明らかになった場合は必要に応じて追加する。
5	人員の確保	調査人員が不足する場合は他の部署の応援を要請する。さらに必要に応じて県への支援を要請する。なお、職員の派遣期間はできるだけ長期（おおむね7日以上）となるよう調整する。
6	資機材の確保	調査に必要な資機材を準備する。 ① 調査携行品：調査票、住宅地図、デジタルカメラ、ヘルメット、傾斜計（さげふり）、コンベックス、画板 ② 調査員用車両 ③ パソコン、カードリーダー（写真データ取り込み用）
7	罹災台帳の作成	被害認定調査の判定結果を入力するための罹災台帳を作成する。罹災台帳には家屋データや地番、被害状況や住民基本台帳データなどを集約し罹災証明書の発行日欄を設ける。※後に被災者台帳のベース資料とする。
8	班の編成	1班2人の調査班を編成する。うち1人は宍粟市の職員とする。
9	研修の実施	調査方法の研修を実施する。
10	調査の実施	班別に調査を実施し、終了した班から、その結果を罹災台帳に入力するとともに、写真をパソコンに取り込み整理する。
11	結果の通知	判定結果とともに必要な手続きを被災者へ通知する。通知書には整理番号を付番するなど、罹災証明書が効率的に発行できるような措置を行う。
12	罹災証明書の発行	罹災証明書の発行窓口を市役所1階税務課と市民協働センターまちづくり推進課に開設し申請を受け付けるとともに、罹災台帳に基づき、罹災証明書を発行する。
13	被災者台帳の作成	罹災台帳を基に被災者台帳を作成する。外部団体への被災者情報提供の同意書は罹災証明書の発行受付時等に記入を依頼する。
14	再調査の受付	再調査を受け付けた場合、被災者の立会いのもと再調査を実施する。その結果、被災度判定に変更があった場合は、罹災台帳を修正する。
15	判定委員会の開催	再調査で申請者の了解が得られなかった場合は「宍粟市被害家屋等調査判定委員会規程」に基づき判定委員会を開催する。専門知識を有する建築士や不動産鑑定士、学識経験者など、委員会への出席を要請する必要がある場合もある。

2 証明書の種類

罹災証明書は本来、住家を対象に罹災の事実とその程度を世帯ごとに証明するもので、様々な支援制度の適用基準となるものである。しかし、一方では民間事業者の損害保険金の請求などにも利用されるため、住家以外の建物などを対象とした被災証明書、物品を対象とした罹災届出証明書を求められる場合がある。このため、市は次表の区分により証明書を取り扱うものとする。

なお、証明書の交付番号は発行にあたる課の文書番号を使用するものとするが、緊急時でそのいとまがない場合は適宜、発行元が分かる記号などを付し付番できるものとする。

罹災証明書等の種類

名称	対象	証明する事項	証明書の用途
罹災証明書	住家（店舗や倉庫などとの併用住宅を含む）	罹災の事実とその程度	各種の被災者支援制度
被災証明書	非住家	被災の事実とその程度	損害保険金の請求など
罹災届出証明書	主に物品	罹災の届出があった事実	損害保険金の請求など

3 被災者台帳の掲載・記録項目

被災者台帳は、被災者の援護を効率的に行うために個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するために住宅の被害調査をもとに作成する。また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

被災者台帳には以下の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他連絡先
- (9) 世帯構成
- (10) 罹災証明書の交付状況
- (11) 市長が台帳情報を宍粟市以外の者に提供することに被災者本人の同意がある場合の提出先
- (12) 前号に定める提出先に情報提供した場合の、日時とその旨
- (13) その他、被災者援護のために市長が必要と認める事項

4 外部からの情報収集と情報提供

被災者救護のために使用する場合に対し、外部団体へ以下のとおり提供する。

- (1) 市役所内における台帳情報(法第90条の4第1項第2号)
被災者援護に必要な場合は市役所内部でデータ共有する。
- (2) 被災者台帳整備のための他の地方公共団体への情報提供依頼(法第90条の3第4項)
関係地方公共団体等へ被災者台帳に必要な情報提供を求めることができる。
- (3) 他の地方公共団体からの台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第3号)
他の地方公共団体より被災者援護のために台帳情報の提供を求められた場合は、本人の同意なく情報提供を行う。
- (4) 本人の台帳情報提供依頼(法第90条の4第1項第1号)
本人により台帳情報の提供を求められれば提供する。
- (5) 本人の同意を得た台帳情報提供(法第90条の4第1項第1号)
本人が同意している場合は、提供依頼のある同意先に台帳情報を提供する。

交付番号

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	生年月日

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※ の所在地	兵庫県宍粟市
住家※の被害 の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

特記事項	
------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

宍粟市長

印

(裏面)

- ・ この証明は災害救助の一環として応急的な救済を目的に、市長が確認できる被害について証明するものです。民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・ 罹災証明書は世帯ごとに発行します。「罹災程度」は、日常的に使用する住宅(別棟がある場合は含む)を対象に判定します。住宅に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構は、この証明の対象とはなりません。
- ・ 集合住宅の場合、一棟全体で判定します。部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・ 「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体などの部位別に、表面に現れた被害を観察して判定します。表面に現れない被害がある場合には、「罹災程度」と異なることもあります。

罹災届出証明書 交付願

交付番号

太枠内をご記入ください。

申請者 罹災者ご本人 でない場合は 委任状が必要 です	住 所	電話	—	—
	フリガナ			
	氏 名			

下記の内容について証明願います。

罹 災 日 時	年 月 日 時 分ごろ
罹 災 場 所	宍粟市 町
罹 災 者 氏 名	
罹 災 者 住 所	
届 出 の 内 容	

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

宍粟市長

印

対策部	全対策部
-----	------

第3節 被災者の支援制度

被災者の生活再建を支援する制度は、支援の方法（給付、貸付、現物支給、助成、税の減免）もその分野也多岐にわたる。以下に支援制度とその適用条件、実施する担当課などを示す。各対策部は住民生活の速やかな再建を図るために、これら制度の実施に早期に着手するものとする。

1 平成21年台風第9号災害において実施した制度

(1) 市の支援制度（県補助制度を含む）

制度名称	適用条件	根拠	種別	範囲	担当課
災害見舞金	災害	災害市災害等見舞金支給規則	給付	建物、死亡、負傷	秘書広報課
災害弔慰金		災害市災害弔慰金の支給等に関する条例	給付	死亡	
災害障害見舞金	住家の滅失が市内で5世帯以上あるときほか	平成12年厚生省告示第192号「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」	給付	負傷疾病による障害	社会福祉課
災害援護資金			貸付	住宅補修	
災害復旧に係る借入金金利補給	一定基準の災害(市独自基準)	災害市災害復旧に係る借入金金利補給金交付要綱	助成	市内金融機関で借入	消防防災課
市税の軽減 ▽申告納付等の期限延長▽納税の猶予▽個人市民税の減免▽固定資産税(都市計画税)の減免▽国民健康保険税の減免	災害	災害市税条例施行規則ほか	軽減	-	税務課
医療保険料の軽減 ▽後期高齢者医療保険料の減免▽後期高齢者医療保険料一部負担金の免除▽国民健康保険一部負担金の減免と猶予▽福祉医療一部負担金の免除▽国民年金保険料の免除▽介護保険料の減免▽介護給付サービス利用者負担金の減免▽障害福祉サービス利用者負担金の減免▽要援護者の緊急ショート利用料の減免	災害	-	軽減	-	市民課 社会福祉課 高齢・障害福祉課
上下水道料金の減免	災害	災害市水道事業料金減免規程ほか	軽減	-	水道部管理課
幼保保育料の減免	災害	災害市立幼稚園保育料徴収条例ほか	軽減	-	こども未来課
民家等へ流入した小規模な土砂の撤去支援	平成21年台風第9号災害	要綱等なし・重機借上、燃料費、回送費10分の10、業者発注は2分の1	助成	住宅等土砂撤去	生活衛生課
ゴミ運搬に係るトラック等リース料の経費負担	平成21年台風第9号災害	要綱等なし・トラック借上げ料10分の10	助成	災害廃棄物の運搬	生活衛生課
被災住宅等解体廃棄物運搬補助	平成21年台風第9号災害	災害市被災住宅等解体廃棄物運搬等補助金交付要綱	助成	住宅廃棄物の運搬処理	生活衛生課
合併浄化槽復旧支援	平成21年台風第9号災害(一宮)	災害市浄化槽維持管理事業補助金交付要綱、災害市浄化槽の設置助成に関する条例施行規則	助成	合併浄化槽の復旧	水道部管理課
農地及び農業用施設の土砂撤去支援	平成21年台風第9号災害	災害市被災農地等災害復旧事業補助金交付要綱	助成	農地土砂撤去	農業振興課
鳥獣被害防護柵復旧支援	平成21年台風第9号災害	災害市鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要綱	助成	鳥獣被害防護柵の復旧	農業振興課
民有林林道内の流木・土砂等撤去支援	平成21年台風第9号災害	災害市林業振興基盤整備促進事業補助金交付要綱	助成	林道土砂撤去	森づくり課
災害関係の証明書等発行手数料の減免	平成21年台風第9号災害	-	軽減	防災証明書、住民票など	税務課
ボランティア災害共済加入負担金の免除	平成21年台風第9号災害	-	助成	ボランティア	社会福祉課
美しい村づくり資金災害資金利子補給(一部県負担)	局地天災	災害市美しい村づくり資金利子補給規則	助成	農家経営	農業振興課
被災者生活再建支援(県補助) ※被災者生活再建支援法で救われない床、床土浸水の世帯を支援するために創設	平成21年台風第9号災害	災害市被災者生活再建支援金交付要綱	給付	住宅	消防防災課
中小企業融資利子補給(県補助)	平成21年台風第9号及び6月9日～8月2日の豪雨	災害市平成21年台風第9号等災害対策中小企業融資利子補給金交付要綱	助成	事業再建	商工労政課
住宅災害復興融資利子補給(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市住宅災害復興融資利子補給制度実施要綱	助成	住宅補修、建築	都市整備課
高齢者住宅再建支援(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市高齢者住宅再建支援事業実施要綱	助成	住宅建設、購入	都市整備課
住宅再建に伴う一時転居者支援(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市住宅再建に伴う一時転居者支援事業実施要綱	助成	住宅再建の一時転居	都市整備課
農業近代化資金利子補給(一部県負担)	平成21年台風第9号災害	災害市農業近代化資金利子補給規則	助成	農業施設復旧	農業振興課
野生動物防護柵災害復旧事業補助金(県補助)	平成21年台風第9号災害	災害市野生動物防護柵災害復旧事業補助金交付要綱	助成	野生動物防護柵の復旧	農業振興課

(2) 国、県などの支援制度

実施者	制度名称	適用条件	根拠	種別	範囲	担当課
兵庫県	災害援護金	住家滅失が市内で5世帯以上あるときほか	災害援護金等の支給に関する規則	給付	住宅、死亡、重症	社会福祉課
	被災者生活復興資金貸付	平成21年台風第9号災害	平成21年度被災者生活復興資金貸付制度要綱	無利子貸付	家財・自動車購入、住宅補修	社会福祉課
	ひょうご住宅災害復興ローン	平成21年台風第9号災害	平成21年度災害に係るひょうご住宅災害復興ローン制度要綱	貸付	住宅建設、補修	都市整備課
	県税の軽減 ▽申告、納付等の期限延長 ▽納税の猶予 ▽軽油取引税の免除 ▽個人事業税の減免 ▽不動産取得税の減免 ▽自動車税の減免 ▽自動車取得税の減免 ▽納税証明書交付手数料の減免	災害	-	軽減	-	龍野県税事務所
	経営円滑化貸付(災害復旧枠)	平成21年台風第9号災害(中小企業者)	-	貸付	-	商工労政課
	借換貸付の金利引き下げ	平成21年台風第9号災害(中小企業者)	-	助成	既借入金の金利引き下げ	商工労政課
	地域産業振興資金貸付(災害復旧貸付)	平成21年台風第9号災害(地場産業従業員20人以下)	-	貸付	-	商工労政課
	災害復旧高度化事業	災害(兵庫県手延素麺協同組合)	-	無利子貸付	製造設備の組合員リース	商工労政課
	福祉医療機構災害復旧貸付利子補給	平成21年台風第9号災害(医療機関)	-	助成	施設機能復旧	健康増進課
	地域医療機能復旧支援	災害(在宅当番医制に参加している病院)	-	助成	施設機能復旧	健康増進課
国	生活衛生融資(災害復旧貸付)	災害(生活衛生関係営業者)	-	貸付	営業復旧	生活衛生課
	被災者生活再建支援	住家滅失が市内で10世帯以上ほか	被災者生活再建支援法	給付	住宅	消防防災課
	災害救助法による救助	住家滅失が市内で60世帯以上ほか 施行令第1条 ※一部は所得制限あり。適用時に国から要綱が示される。	災害救助法	原則現物支給の直接執行	住居の障害物除去 住宅の応急修理 学用品の給与 埋葬 ※世帯支援に関するもの	都市整備課 学校教育課 生活衛生課
県社会福祉協議会	生活福祉資金の災害援護資金	災害で困窮した市民税非課税世帯	-	貸付	住宅補修、家財購入	社会福祉協議会
住宅金融支援機構	災害復興住宅融資	災害	-	貸付	住宅	金融機関

2 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 実施機関

市

(2) 実施内容

- ①「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して、災害弔慰金や、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。
- ②これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、罹災証明書等の交付体制を整備する。

3 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

(1) 適用災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

- ① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満）における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給額(下記アとイの合計で最大300万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区分 (2)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円
④世帯	50万円	補修 100万円 賃借 50万円
⑤世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円

4 災害ケースマネジメントの推進

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

5 住宅復旧の主な種類と順序

- (1) 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入または補修資金の融資
- (2) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (4) 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- (5) 土地区画整理事業による土地区画整理事業の計画及び実施
- (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (7) 民間住宅の復興に対する支援

6 公営住宅法による災害公営住宅

災害公営住宅は、原則として市が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。なお、建設に必要な要件は次のとおりである。

- (1) 暴風雨、洪水その他の異常な自然現象による場合
 - ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - ② 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ③ 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
- (2) 火災による場合
 - ① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ② 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の10%以上のとき
- (3) 入居者の条件
次のいずれにも該当すること。
 - ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
 - ② 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること
- (4) 建設戸数
被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）
- (5) 国庫補助
標準建設費の2／3国庫補助（激甚災害の場合は3／4）
- (6) 建設年度
原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

7 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

- (1) 国庫補助適用の基準
 - ① 再建設の場合
公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定める。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができる。
 - ② 補修の場合
1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

③ 宅地の復旧の場合

(ア) 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

(イ) 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建設	1/2
損傷	補修	1/2

※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある

8 被災住宅に対する融資等（災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付）

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

(1) 目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

(2) 対象となる災害

① 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害

② 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

(3) 融資を受けることができる住宅の基準

① 新築家屋（建設）の基準

(ア) 店舗等の併用住宅は、住宅部分がおおむね1/2以上であること。

(イ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。

(ウ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。

(エ) 土地の権利が転貸借でないこと。

(オ) 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

② 補修の基準

上記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)のとおり。

(4) 条件（令和6年8月1日現在）

① 融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合…………… 5,500万円

土地を取得しない場合…………… 4,500万円

② 貸付利率

（団体信用生命保険に加入する場合）

年1.50%（令和6年8月1日現在）

③ 償還期間

建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内、補修の場合は据置1年）

(5) 融資の手続き

融資を希望する者は、市の発行する罹災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む）と併せて郵送で提出する。

対策部	本部室・会計対策部
-----	-----------

第4節 義援金の受入れと配分

市が実施する公的支援のほか、対策部は災害の規模や被害の状況に応じて義援金を募集し、被災者に配分する。

1 義援金の受入れ

義援金の受入れに関して必要な事項とその手順を以下に示す。

義援金の受入手順

順	項目	内容
1	実施の判断	本部室の情報などをもとに、死者や行方不明者、住家の被害状況を把握し、義援金の必要性を判断する。
2	口座の開設	金融機関と調整し、義援金の受入専用口座を開設する。 ※平成21年の台風第9号災害では、西兵庫信用金庫、ゆうちょ銀行、ハリマ農業協同組合の3金融機関に口座を開設している。
3	窓口の開設	現金を受入れるための窓口を市役所1階と、市民協働センターまちづくり推進課に開設するとともに、募金箱を設置する。
4	募集の広報	義援金の振り込み方法や送金方法など、受入れに関する情報を庁内ウェブやホームページ、広報紙、しーたん通信などで広報する。
5	領収書の発行	指定された災害の義援金（税務署に確認が必要）は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する地方公共団体に対する寄附金に該当する。個人が義援金を支払った場合には、特定寄附金として寄附金控除（所得控除）の対象となり、法人が義援金を支払った場合には、その支払額の全額が損金算入の対象となる。義援金を支払った人が控除を受けるには、市が発行する領収書が必要となるため、寄附金控除を希望する人には、市長名の領収書を発行する。 ①寄附金控除額、又は寄附金の損金算入額の計算 個人が義援金を支払った場合 所得税における寄附金控除は次の算式で計算する。なお、特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度となる。 【その年中に支出した特定寄附金の額の合計額－2千円＝寄附金控除額】 法人が義援金を支払った場合 法人税における損金算入額は、支出した義援金の額の全額となる。 ②適用を受けるための手続き 所得税：確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、確定申告書の提出の際に義援金の領収書を添付、又は提示する必要がある。 法人税：確定申告書に義援金の金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに義援金の領収書を保存する必要がある。 ※市が他の市町村へ贈るための義援金を募る場合は、市が発行する領収書では寄附金控除が受けられない可能性がある。（市が募金募集委員会に参加するなどした場合を除く）この場合は、寄附金控除を考慮する必要がない募金箱で義援金を募集する。なお、寄附金控除を受けたい人がある場合は、直接被災地や日本赤十字社、兵庫県募金募集委員会などへ義援金を送るよう勧めるものとする。

2 義援金の配分

募集した義援金の配分に関して必要な事項とその手順を示す。

義援金の配分手順

順	項目	内容																				
1	配分委員会の設置	「宍粟市災害義援金配分委員会要綱」に基づき、義援金配分委員会を設置する。																				
2	配分基準の作成	罹災証明書の「罹災程度」を指数化し、義援金を公平に配分する。なお、平成21年台風第9号災害時の配分指数は次のとおりである。 <table><tr><th colspan="5">平成21年台風第9号災害の義援金配分指数</th></tr><tr><th>被害区分</th><th>全壊</th><th>大規模半壊</th><th>半壊</th><th>床上浸水</th></tr><tr><td>指数</td><td>100</td><td>50</td><td>40</td><td>20</td></tr><tr><td>その他</td><td colspan="4">小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給</td></tr></table>	平成21年台風第9号災害の義援金配分指数					被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	指数	100	50	40	20	その他	小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給			
平成21年台風第9号災害の義援金配分指数																						
被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水																		
指数	100	50	40	20																		
その他	小中学校、幼稚園、保育所に在籍する子どものいる世帯に一律3,000円を支給																					
3	配付方法の検討	被災者を励ます意味合いから、平成21年台風第9号災害では被災者宅を1軒ずつ訪問し、義援金を手渡ししている（対象世帯220件、19班体制）。配分回数は2回、1次が被災から約3か月後、2次が約8か月後であった。なお、兵庫県や日本赤十字社、報道機関などでつくる兵庫県災害義援金募集委員会の義援金も市が届けることになるため、市の義援金と配付時期を合わせるよう配慮する。なお、被災世帯数によっては、手渡しが困難な場合もあるため、被害状況と応援人員を考慮し配付方法を検討する必要がある。																				
4	状況の公表	義援金の受入状況や配分状況をホームページや広報紙などで随時公表する。																				